

第三次くらしきハーモニープラン 実施計画書

No.	基本目標	重点目標	計画ページ	施策の方向	施策	施策の内容	所管	事業名	令和2年度計画		令和2年度実績		今後の方向性	No.
									事業内容	予算額(千円)	事業内容	決算額(千円)		
1	基本目標 I	重点目標 1	P35	① ワーク・ライフ・バランスの普及啓発	ワーク・ライフ・バランスの意識の醸成	事業所に対してワーク・ライフ・バランスについての社会的機運を醸成するための人権啓発研修の開催と啓発指導員の派遣を行う。	労働政策課	企業内人権等啓発研修の開催	事業主等へ人権問題等について正しい理解と認識を深めるため専門家を派遣する。 【目標】 受講者数500人	2,729	事業主等へ人権問題等について正しい理解と認識を深めるため、市職員を講師として派遣し、人権啓発研修を実施した。 【実績】派遣先4社、派遣回数7回、受講者数187人	0	継続	1
2	基本目標 I	重点目標 1	P35	① ワーク・ライフ・バランスの普及啓発	ワーク・ライフ・バランスの意識の醸成	パートナーシップ向上セミナーなどを開催する。	男女共同参画課 男女共同参画推進センター	男女共同参画セミナーの開催	市民を対象に、人材育成や啓発を目的とし、講座を行う。講座全3回を予定し、他のセンター主宰講座と合わせ一定回数以上出席した方を修了認定し、希望者を男女共同参画人材バンク登録者とする。	182	市民を対象に、人材育成や啓発を目的とし全3回の講座を企画し、実施。延べ35人が受講した。	49	継続	2
3	基本目標 I	重点目標 1	P35	① ワーク・ライフ・バランスの普及啓発	ワーク・ライフ・バランスの意識の醸成	パートナーシップ向上セミナーなどを開催する。	男女共同参画課 男女共同参画推進センター	高梁川流域女性活躍推進事業	今年度より「はたらきかた発見マルシェ」を実施。個人向け、企業若手従業員向け、女性向けセミナーのほか相談会やコアメンバーミーティング、オンライン講座を開講する。	2,200	前年までのダイバーシティ推進セミナーを発展させ、高梁川流域事業として、今年度より「はたらきかた発見マルシェ」を実施した。 セミナー形式 15回 延べ217人 随時相談 136人 オンライン視聴 221人 計574名が参加した。	2,140	継続	3
4	基本目標 I	重点目標 1	P35	① ワーク・ライフ・バランスの普及啓発	市職員のワーク・ライフ・バランスの実践	市職員のワーク・ライフ・バランスの向上を図るための環境づくりを行う。	人事課	時間外勤務縮減、休暇取得推進	長時間労働の是正と年次休暇等の取得推進に努める。 市の男性職員の育児休業取得率、部分休業を併せた合計取得率の向上に努める。	-	時間外勤務の縮減と年次休暇等の取得推進に努めた。 市の男性職員の育児休業、部分休業を併せた合計取得率の向上に努めた。	-	継続	4
5	基本目標 I	重点目標 1	P35	② 子育てのための支援体制の充実	保育所の待機児童の解消	くらしき子ども未来プランに基づき、保育所の待機児童の解消を図る。	保育・幼稚園課	待機児童対策	各地区の保育ニーズを把握し、地域性を考慮して保育所施設整備、定員の見直しなどを行い、待機児童対策を進める。	-	各地区の保育ニーズを的確に把握し、地域性を考慮して保育所定員を見直すなど、待機児童対策を進めた。 待機児童数98人(R2.4.1時点)	-	継続	5
6	基本目標 I	重点目標 1	P35	② 子育てのための支援体制の充実	育児についてのきめ細かい情報提供	各社会福祉事務所に保育コンシェルジュを配置し、多様な子育て支援策を展開する。	保育・幼稚園課	保育園情報の提供	保育所ガイドを作成し、各社会福祉事務所、各保育園へ配付し、保育園情報をホームページで公開する。	-	保育所ガイドを作成し、各社会福祉事務所、各保育園へ配付した。保育園情報をホームページで公開した。	-	継続	6
7	基本目標 I	重点目標 1	P35	② 子育てのための支援体制の充実	ファミリー・サポート・センターの充実	子育て家庭の負担軽減のため、ファミリー・サポート・センターで、子育ての援助を受けたい人と子育ての援助を行いたい人の、相互援助活動の連絡・調整を行う。提供会員の活動回数を増やすとともに、提供会員の拡大を図り、子育てを助け合う事業の充実を図る。 相互援助活動例： 子どもの一時預かりや保育施設への送迎など	子育て支援課	ファミリーサポートセンター事業	ファミリー・サポート・センターの提供会員の増加に努め、活動の円滑化を図る。	12,186	ファミリー・サポート・センターの提供会員の増加に努め、活動の円滑化を図った。 会員数 2,619人 (依頼会員1,856人、提供会員577人、両方会員186人)	12,683	継続	7
8	基本目標 I	重点目標 1	P35	② 子育てのための支援体制の充実	放課後児童クラブの充実	保護者が仕事等で昼間家庭にいない小学生のために、放課後や長期休業日等に安心して過ごす遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る。	子育て支援課	放課後児童クラブ実施事業	条例に基づいた施設基準・運営体制充実のため、学校施設の有効活用や専用施設の新設を行う。また、支援員の研修等を実施する。	1,579,845	条例に基づいた施設基準・運営体制充実のため、学校施設の有効活用、専用施設の新設を行った。また、支援員の研修等を実施した。	2,023,438	継続	8
9	基本目標 I	重点目標 1	P36	② 子育てのための支援体制の充実	子育てに関する情報提供	子育てに関する情報提供や相談体制を強化する。 ・乳児家庭全戸訪問事業(こんには赤ちゃん) ・養育支援訪問事業 ・赤ちゃん相談ダイヤル ・要保護児童対策地域協議会	子ども相談センター	こんには赤ちゃん訪問事業	生後4か月までの乳児のいる家庭を全戸訪問し、子育て情報を提供したり、必要なサービスの提供につなげる。	12,506	生後4か月までの乳児のいる家庭を全戸訪問し、子育て情報を提供したり、必要なサービスの提供につなげた。 訪問件数 4,243件	13,926	継続	9
10	基本目標 I	重点目標 1	P36	② 子育てのための支援体制の充実	子育てに関する情報提供	子育てに関する情報提供や相談体制を強化する。 ・乳児家庭全戸訪問事業(こんには赤ちゃん) ・養育支援訪問事業 ・赤ちゃん相談ダイヤル ・要保護児童対策地域協議会	子ども相談センター	養育支援訪問事業	支援が必要であるが、自ら支援を求めることが困難な家庭に対し、助産師等が訪問し、悩みや不安の相談に応じたり、適切なサービスの提供につなげる。	6,321	支援が必要であるが、自ら支援を求めることが困難な家庭に対し、助産師等が訪問し、悩みや不安の相談に応じたり、適切なサービスの提供につなげた。 訪問件数 1,335件	7,983	継続	10
11	基本目標 I	重点目標 1	P36	② 子育てのための支援体制の充実	子育てに関する情報提供	子育てに関する情報提供や相談体制を強化する。 ・乳児家庭全戸訪問事業(こんには赤ちゃん) ・養育支援訪問事業 ・赤ちゃん相談ダイヤル ・要保護児童対策地域協議会	子ども相談センター	赤ちゃん相談ダイヤル	赤ちゃんのいる保護者からの不安や悩みをフリーダイヤルの相談電話で受け、育児に関する不安を解消する。	5,684	赤ちゃんのいる保護者からの不安や悩みをフリーダイヤルの相談電話で受け、育児に関する不安を解消に努めた。 相談件数 225件	2,812	継続	11

第三次くらしきハーモニープラン 実施計画書

No.	基本目標	重点目標	計画ページ	施策の方向	施策	施策の内容	所管	事業名	令和2年度計画		令和2年度実績		今後の方向性	No.
									事業内容	予算額(千円)	事業内容	決算額(千円)		
12	基本目標 I	重点目標 1	P36	② 子育てのための支援体制の充実	地域の子育て支援拠点の充実	地域子育て支援拠点施設を設け、親子や親同士が集い楽しめる機会や場を提供し、子育ての情報提供や相談体制を充実させ、子育ての悩みや不安の解消を図る。	子育て支援課	地域子育て支援拠点事業 子育て広場開設事業	育児中の親とその子どもが気軽に集まり、子育て情報の収集や仲間づくり、育児相談ができる場を提供し、子育ての悩みや不安の解消に努める。	222,746	育児中の親とその子どもが気軽に集まり、子育て情報の収集や仲間づくり、育児相談ができる場を提供し、子育ての悩みや不安の解消に努めた。	244,454	継続	12
13	基本目標 I	重点目標 1	P36	② 子育てのための支援体制の充実	地域の子育て支援拠点の充実	地域のつながりの希薄化による妊婦・母親の孤立感・負担感解消のため、妊娠前から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を行う。	健康づくり課	子育て世代包括支援センター運営事業	市保健所及び、児島、玉島、水島、真備の各保健推進室内に「妊婦・子育て相談ステーションすくすく」を設置し、保健師、助産師等の資格を持つすくすく相談員等により、子育て支援サービスプランの提案、専用電話による相談、妊娠後期の情報提供や支援等を行う。	24,372	市保健所及び、児島、玉島、水島、真備の各保健推進室内に「妊婦・子育て相談ステーションすくすく」を設置し、保健師、助産師等の資格を持つすくすく相談員等により、子育て支援サービスプランの提案、専用電話による相談、妊娠後期の情報提供や支援等を行った。	26,472	継続	13
14	基本目標 I	重点目標 1	P36	② 子育てのための支援体制の充実	子育て支援ネットワークの構築	倉敷市子育て支援センターを中心として、地域子育て支援拠点、児童館のネットワーク化を図り、それらを地域の拠点として、母親クラブ・子育てサロン、民間団体などの団体間のつながりを促進する。	子育て支援課	子育て力向上事業	子育てを支えている市民・団体間のつながりを強めるため、地区ごとに支援者が一堂に会し、情報交換、情報共有ができる場である「子育てcafe」を開催する。	187	例年は地域子育て支援拠点事業を中心に「子育てcafe」でつながりができた団体同士が協働し、地域支援に取り組みむなどの成果が見られるが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により開催を中止した。	4	継続	14
15	基本目標 I	重点目標 1	P36	③ 介護のための支援体制の充実	介護保険制度についての広報活動	定期的に介護制度のパンフレットを作成し、周知に努める。介護保険制度についての広報活動	介護保険課	窓口相談員の配置 介護保険制度のパンフレット作成	相談員：倉敷・児島・水島・玉島・真備の窓口窓口相談員を配置し、相談・苦情等に応じる。 窓口相談員 倉敷2名 児島・水島・玉島・真備各1名 パンフレット(3年毎に作成)：介護保険制度改正の内容にあわせたパンフレットの作成。令和3年度作成予定。	21,455	相談員：倉敷・児島・水島・玉島・真備の窓口窓口相談員を配置し、相談・苦情等に応じた。 窓口相談員 倉敷2名 児島・水島・玉島・真備各1名 パンフレット(3年毎に作成)：介護保険制度改正の内容にあわせたパンフレットの作成。平成30年度作成済。今回は令和3年度作成予定。	21,577	継続	15
16	基本目標 I	重点目標 2	P42	④ 男女平等な採用・配置・昇進・待遇(セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントの防止を含む)の促進	企業内の男女平等と共同参画の意識の醸成	事業主等へ、人権問題について正しい理解と認識を深めるための企業内人権啓発研修の開催と啓発指導員の派遣を行う。	労働政策課	企業内人権等啓発研修の開催 【No.1再掲】	事業主等へ人権問題等について正しい理解と認識を深めるため専門家を派遣する。 【目標】 受講者数500人	2,729 【No.1再掲】	事業主等へ人権問題等について正しい理解と認識を深めるため、市職員を講師として派遣し、人権啓発研修を実施した。 【実績】 派遣先4社 派遣回数7回 受講者数187人	0 【No.1再掲】	継続	16
17	基本目標 I	重点目標 2	P42	④ 男女平等な採用・配置・昇進・待遇(セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントの防止を含む)の促進	関係法令や制度に関するの情報提供	男女雇用機会均等法や育児・介護休業法、女性活躍推進法の趣旨や内容の周知を図るとともに、男女平等や共同参画に関する理解と協力を働きかける。	労働政策課	企業内人権等啓発研修の開催 【No.1再掲】	事業主等へ人権問題等について正しい理解と認識を深めるため専門家を派遣する。 【目標】 受講者数500人	2,729 【No.1再掲】	事業主等へ人権問題等について正しい理解と認識を深めるため、市職員を講師として派遣し、人権啓発研修を実施した。 【実績】 派遣先4社 派遣回数7回 受講者数187人	0 【No.1再掲】	継続	17
18	基本目標 I	重点目標 2	P42	④ 男女平等な採用・配置・昇進・待遇(セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントの防止を含む)の促進	関係法令や制度に関するの情報提供	男女雇用機会均等法や育児・介護休業法、女性活躍推進法の趣旨や内容の周知を図るとともに、男女平等や共同参画に関する理解と協力を働きかける。	男女共同参画課	セミナーや出前講座による啓発	セミナーや出前講座などを活用して、機会あるごとに啓発を行う。	—	川崎医科大学での出前講座において医学生を対象に啓発を行った。 1回 120人	—	継続	18
19	基本目標 I	重点目標 2	P42	④ 男女平等な採用・配置・昇進・待遇(セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントの防止を含む)の促進	企業人事担当者の男女平等待遇確保の意識の醸成	公正採用人権啓発研修へ啓発指導員の派遣を行う。	労働政策課	企業内人権等啓発研修の開催 【No.1再掲】	(岡山労働局主催の公正採用人権啓発研修の講師を、局職員が務めることに変更されたため)	—	事業主等へ人権問題等について正しい理解と認識を深めるため、市職員を講師として派遣し、人権啓発研修を実施した。 【実績】派遣先4社、派遣回数7回、受講者数187人	—	廃止	19
20	基本目標 I	重点目標 2	P42	④ 男女平等な採用・配置・昇進・待遇(セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントの防止を含む)の促進	男女平等な市職員の採用、配置等の実施	性別にかかわらず、適正な採用、配置等を行う。	人事課	職員採用試験 人事給与	性別に関わらず、能力・経験等を適正に評価し、採用・配置を行う。	18,151	・性別に関わらず、能力・経験等を適正に評価し、採用・配置を行った。 ・男性比率の高い技術系(土木・建築・消防等)職種の女性割合の向上に努めた。 ・女性職員の配置比率の低い分野へも、積極的に女性職員を配置した。	13,753	継続	20
21	基本目標 I	重点目標 2	P42	④ 男女平等な採用・配置・昇進・待遇(セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントの防止を含む)の促進	企業内人権啓発研修の実施	企業内人権啓発研修において、人権侵害としてセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等の認識と事業主の意識改革につながる啓発活動を行う。	労働政策課	企業内人権等啓発研修の開催 【No.1再掲】	事業主等へ人権問題等について正しい理解と認識を深めるため専門家を派遣する。 【目標】 受講者数500人	2,729 【No.1再掲】	事業主等へ人権問題等について正しい理解と認識を深めるため、市職員を講師として派遣し、人権啓発研修を実施した。 【実績】派遣先4社、派遣回数7回、受講者数187人	0 【No.1再掲】	継続	21

第三次くらしきハーモニープラン 実施計画書

No.	基本目標	重点目標	計画ページ	施策の方向	施策	施策の内容	所管	事業名	令和2年度計画		令和2年度実績		今後の方向性	No.
									事業内容	予算額(千円)	事業内容	決算額(千円)		
22	基本目標 I	重点目標2	P42	④ 男女平等な採用・配置・昇進・待遇(セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントの防止を含む)の促進	セクシュアル・ハラスメント等の講座等の実施	事業所を対象にセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等の防止のための講座等を実施し、広報・啓発に努める。	男女共同参画課	出前講座の実施	事業所を対象にセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等の防止のための出前講座等を実施し、広報・啓発に努める。	—	水島会館にてを応募者を対象にセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等の防止のための出前講座等を実施し、広報・啓発に努めた。1回 15人	—	継続	22
23	基本目標 I	重点目標2	P42	④ 男女平等な採用・配置・昇進・待遇(セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントの防止を含む)の促進	セクシュアル・ハラスメント等の相談窓口の充実	セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等の相談窓口の充実に努める。	男女共同参画推進センター	セクシュアル・ハラスメント等の相談窓口の充実	セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントについての事例研究を行い、相談員のスキルを高め、窓口の充実に努める。	—	セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントについての事例研究を行い、相談員のスキルを高め、窓口の充実に努めた。	—	継続	23
24	基本目標 I	重点目標2	P42	⑤ 女性の就業継続と再就職の促進	女性が働きやすい職場環境(風土)の意識啓発	男女を問わない育児休業の取得や職場復帰までの職場環境・風土について、事業所に向けた意識啓発を行う。	労働政策課	企業内人権等啓発研修の開催【No.1再掲】	事業主等へ人権問題等について正しい理解と認識を深めるため専門家を派遣する。【目標】受講者数500人	2,729【No.1再掲】	事業主等へ人権問題等について正しい理解と認識を深めるため、市職員を講師として派遣し、人権啓発研修を実施した。【実績】派遣先4社、派遣回数7回、受講者数187人	0【No.1再掲】	継続	24
25	基本目標 I	重点目標2	P42	⑤ 女性の就業継続と再就職の促進	再就職のための講座の開催	ワーク・ライフ・バランスや自己理解について学ぶ「再就職を応援する講座」を開催する。	男女共同参画推進センター	再就職のための講座の開催	—	—	—	—	廃止	25
26	基本目標 I	重点目標2	P42	⑤ 女性の就業継続と再就職の促進	市職員の意識づくり	男女平等と共同参画の意識をもち、率先して、男女共同参画社会の実現を担えるよう、職員研修を行う。	職員研修所	職員研修の実施	率先して男女共同参画社会の実現に貢献できる職員を育成するため、以下の研修の機会をとらえて、意識啓発を行う。 ・新任課長補佐級職員 ・2級職員研修 ・タイムマネジメント研修 ・管理職のためのタイムマネジメント研修 ・育児休業中職員を対象にした情報交換会	425	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、計画していたいずれの研修も実施できていない。	0	継続	26
27	基本目標 I	重点目標2	P43	⑥ さまざまな職業への男女共同参画の促進	男女共同参画社会づくり表彰の実施	男女共同参画を積極的に推進している事業所を表彰し、その取組を公表する。	男女共同参画課	男女共同参画社会づくり表彰事業(事業所の部)	男女共同参画を積極的に推進している事業所を表彰し、公表する。	80	男女共同参画を積極的に推進している事業所の公募を行った。	—	継続	27
28	基本目標 I	重点目標2	P43	⑥ さまざまな職業への男女共同参画の促進	事業主に対する正規雇用化促進についての働きかけ	事業所に対して、正規雇用の働きかけを行う。	労働政策課	事業所に対する正規雇用等の要請	ハローワーク倉敷中央管内の事業所に対して書面を発送し、正規雇用を含めた求人要請を依頼する。【目標】郵送先650社、延発送2回	60	ハローワーク倉敷中央管内の事業所に対して書面を発送し、正規雇用を含めた求人要請を依頼した。【実績】延郵送先626社、延発送2回	60	継続	28
29	基本目標 I	重点目標2	P43	⑥ さまざまな職業への男女共同参画の促進	女性の認定農業者の拡大	夫婦での共同申請が可能であることをパンフレット等により説明し、女性の認定農業者の拡大に努める。	農林水産課	リーフレット等による啓発活動	リーフレット等により、機会あるごとに啓発活動を行う。	—	リーフレット等により、機会あるごとに啓発活動を行った。	—	継続	29
30	基本目標 I	重点目標2	P43	⑦ 職業能力の訓練・開発及び起業の支援	非正規雇用から正規雇用への転換や再就職を希望する人に対する各種セミナーなどの案内	女性の職場におけるスキルアップにつながる講座やセミナーなどの広報活動を行う。	労働政策課	職業能力の開発・向上のための各種講座の案内	「広報くらしき」を通じて、岡山労働局が開催する求職者支援訓練を案内し、女性を含む求職者へ広く参加を呼びかける。【目標】掲載数3回	—	「広報くらしき」を通じて、岡山労働局が開催する求職者支援訓練を案内し、女性を含む求職者へ広く参加を呼びかけた。【実績】掲載数4回	—	継続	30
31	基本目標 I	重点目標2	P43	⑦ 職業能力の訓練・開発及び起業の支援	キャリアアップ講座の開催	国・県と協力して、就職に必要なパソコン技術などを習得できる講座を開催する。	男女共同参画推進センター	キャリアアップ講座の開催	—	—	—	—	廃止	31
32	基本目標 I	重点目標2	P43	⑦ 職業能力の訓練・開発及び起業の支援	啓発パンフレットの設置・配布	国・県の啓発チラシや起業家支援に関する情報パンフレットを窓口を設置し、配布する。	男女共同参画推進センター	啓発パンフレットの設置・配布	国・県の啓発チラシや起業家支援に関する情報パンフレットを窓口を設置し、配布する。	—	国・県の啓発チラシや起業家支援に関する情報パンフレットを窓口を設置し、配布した。	—	継続	32
33	基本目標 I	重点目標2	P43	⑦ 職業能力の訓練・開発及び起業の支援	インキュベーション※23施設の運営	創業5年以内の起業家に低廉な価格でのオフィス提供及びインキュベーションマネージャーによる経営指導などソフト・ハード両面から支援する。	商工課	くらしきベンチャーオフィス運営管理事業	引き続き、男女問わず起業家を募集し、支援する。	6,784	創業後5年以内の会社を対象に事業が軌道に乗り、自立できるまでを支援した。貸室7室中2室の入居者が女性起業家であり、活躍している。	5,356	継続	33
34	基本目標 I	重点目標2	P43	⑦ 職業能力の訓練・開発及び起業の支援	起業家の育成支援	女性の起業家の出産時期におけるインキュベーション賃料を減額し、起業家の育成を支援する。	商工課	くらしきベンチャーオフィス運営管理事業	入居者の女性が出産した場合に賃料を半額にする制度を引き続き実施する。【No.33再掲】	6,784【No.33再掲】	入居者の女性が出産した場合に賃料を半額にする制度を引き続き実施した。(令和2年度はくらしきベンチャーオフィスでの対象0件)【No.33再掲】	5,356【No.33再掲】	継続	34
35	基本目標 I	重点目標2	P43	⑦ 職業能力の訓練・開発及び起業の支援	起業家等のネットワークの形成支援	市内における女性起業家・女性経営者及び起業をめざす女性を対象とした交流会又は勉強会に対し経費の一部を補助する。 ・女性起業家ネットワーク形成補助金	商工課	がんばる中小企業応援事業	女性起業家ネットワーク形成事業への補助	300	女性起業家ネットワーク形成事業への補助:実績2件	187	継続	35

第三次くらしきハーモニープラン 実施計画書

No.	基本目標	重点目標	計画ページ	施策の方向	施策	施策の内容	所管	事業名	令和2年度計画		令和2年度実績		今後の方向性	No.
									事業内容	予算額(千円)	事業内容	決算額(千円)		
36	基本目標 I	重点目標3	P48	⑧ 家庭における男女共同参画の促進	家庭の教育力向上のための支援	保護者や地域住民等を対象に、集団で学習する「家庭教育学級」の中でも、養育者や保護者の男女平等と共同参画意識を高め、明るい家庭づくりと家庭教育力の向上を図る。	生涯学習課	家庭教育学級開設事業	健全で明るい家庭づくりと家庭教育力の向上のため、集団で学習する家庭教育学級を開設する。地域で行う10学級と幼稚園で行う5学級を委託開設予定。(新型コロナウイルスの影響により、開設学級数が増える可能性あり。)各団体が実施内容を検討する際に、男性の育児参加や男女平等の意識を育む家庭環境づくりについてもテーマとするとともに、男性も参加しやすいテーマや開設時間を配慮するよう啓発を行う。	1,526	健全で明るい家庭づくりと家庭教育力の向上のため、集団で学習する家庭教育学級を開設した。地域で行う10学級と幼稚園で行う3学級を委託開設。男性の育児参加を促すものや男女平等の意識を育むような内容の学級も実施することができた。	1,075	継続	36
37	基本目標 I	重点目標3	P48	⑧ 家庭における男女共同参画の促進	男性の生活・自活能力を高めるための事業の実施	地域にもっとも身近な生涯学習施設である公民館等において、男性の生活・自活能力を高めるための事業を関連部署と連携しながら、展開する。くらしき市民講座などの各種講座の開催	市民学習センター	各種講座・講演会の実施	地域にもっとも身近な生涯学習施設である公民館等において、男性の生活・自活能力を高めるための事業を関連部署と連携しながら、展開する。	-	くらしき市民講座などにより、地域にもっとも身近な生涯学習施設である市民学習センター・公民館において、男性の生活・自活能力を高めるための講座や講演会を関連部署と連携し、実施した。	-	継続	37
38	基本目標 I	重点目標3	P48	⑧ 家庭における男女共同参画の促進	男性の生活・自活能力を高めるための事業の実施	地域にもっとも身近な生涯学習施設である公民館等において、男性の生活・自活能力を高めるための事業を関連部署と連携しながら、展開する。くらしき市民講座などの各種講座の開催	男女共同参画推進センター	各種講座・講演会の実施	居場所づくり、栄養など男性の生活・自活能力を高めるための講座を開催する。	-	居場所づくり、家庭や地域での円満なコミュニケーション講座を開講した。 1回23人	-	継続	38
39	基本目標 I	重点目標3	P48	⑧ 家庭における男女共同参画の促進	男性の家事・育児・介護への参画意識の醸成	男性の家事・育児・介護への参画をテーマにした講座を開催し、意識の醸成に努める。	男女共同参画課 男女共同参画推進センター	各種講座・講演会の実施	くらしき市民講座において、男性の家事・育児・介護への参画をテーマにした講座を開催する。	-	一般男性を対象に、男性の家事・介護参画支援をテーマとした講座を行った。(委託事業) 1回 35人	-	継続	39
40	基本目標 I	重点目標3	P48	⑨ 地域における男女共同参画の促進	人材育成のための講座等の実施	各種講座を実施し、さまざまな分野で活躍できる人材の育成に努める。	男女共同参画課 男女共同参画推進センター	人材育成のための講座等の実施	テーマを固定せず、多分野に渡るテーマで各種講演会・セミナーを開催し、豊富な知識を持つ人材の育成する。	-	コミュニケーションや心理学など多分野に渡るテーマで講演会を開催し、豊富な知識を持つ人材の育成に努めた。 1回 18人	-	継続	40
41	基本目標 I	重点目標3	P48	⑨ 地域における男女共同参画の促進	地域で実施される啓発活動への支援	人権学習推進事業を通して、地域で取り組まれる男女平等と共同参画意識の啓発活動への支援に努める。	市民学習センター	人権学習・人権教育推進事業の実施 子ども会、婦人会活動の支援	人権学習推進事業を通して、地域で取り組まれる男女平等と共同参画意識の啓発活動への支援に努める。	11,300	中学校単位で実施している人権学習・人権教育推進事業により地域で取り組まれる男女平等や共同参画意識などの啓発活動への支援に努めた。 また、子ども会や婦人会の事務局として、各団体の啓発活動の支援に努めた。	8,329	継続	41
42	基本目標 I	重点目標3	P48	⑨ 地域における男女共同参画の促進	男女共同参画社会づくり功労者の表彰	男女共同参画を積極的に推進している市民を表彰し、その取組を公表する。	男女共同参画課	男女共同参画社会づくり表彰事業(個人の部)	男女共同参画を積極的に推進している市民を表彰し、公表する。	80 【No.27再掲】	男女共同参画を積極的に推進している市民の公募を行った。	-	継続	42
43	基本目標 I	重点目標3	P49	⑩ 防災における男女共同参画の促進	自主防災組織への男女共同参画の促進	自主防災組織、地域での防災活動への女性参画の向上を働きかける。	防災推進課	自主防災組織育成事業	出前講座などにより、啓発を行う。	-	出前講座などにより、啓発を行った。 【実績】 出前講座45回	-	継続	43
44	基本目標 I	重点目標3	P49	⑩ 防災における男女共同参画の促進	防災士の育成	防災士育成講座を実施し、女性の視点も取り入れた防災活動についての啓発を行う。	防災推進課	防災士育成講座の実施	防災士育成講座を実施し、啓発を行う。	1,000	新型コロナウイルスの感染状況等が見通せないことから、講座が中止となった。	-	継続	44
45	基本目標 I	重点目標3	P49	⑪ 国際化の中での男女共同参画の促進	国際相互理解の促進	外国人とふれあう場を提供し、相互理解を図る。	国際課	倉敷国際ふれあい広場	世界の料理屋台、日本文化ワークショップ、歌や踊りのパフォーマンス、フリーマーケットなど市内で活動する国際交流団体で構成される実行委員会によって企画運営する。	2,090	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止した。	5	継続	45
46	基本目標 I	重点目標3	P49	⑪ 国際化の中での男女共同参画の促進	外国における男女共同参画の学習	外国のジェンダー意識や男女共同参画についての講演会等を開催する。	男女共同参画推進センター	外国のジェンダー意識や男女共同参画についての講演会開催	外国のジェンダー意識や男女共同参画についての講演会等を開催する。	-	新型コロナ感染症拡大に配慮し、開催を見送った。	-	継続	46
47	基本目標 I	重点目標3	P49	⑪ 国際化の中での男女共同参画の促進	外国における男女共同参画の学習	国・県・他都市の情報誌や男女共同参画白書などの情報を収集するとともに、男女共同参画推進センターに設置し市民に提供する。	男女共同参画推進センター	世界の動きの情報収集及び情報提供	国・県・他都市の情報誌や男女共同参画白書などの情報を収集するとともに、男女共同参画推進センターに設置し市民に提供する。	-	国・県・他都市の情報誌や男女共同参画白書などの情報を収集するとともに、男女共同参画推進センターに設置し市民に提供した。	-	継続	47

第三次くらしきハーモニープラン 実施計画書

No.	基本目標	重点目標	計画ページ	施策の方向	施策	施策の内容	所管	事業名	令和2年度計画		令和2年度実績		今後の方向性	No.
									事業内容	予算額(千円)	事業内容	決算額(千円)		
48	基本目標 I	重点目標4	P53	⑫ 行政における女性の参画促進	各種審議会等の女性委員の登用の促進	各種審議会等の女性委員の比率が上昇するよう、各種審議会等を所管している担当課に対し、女性委員の積極的な登用を求める。	総務課 (男女共同参画課)	各種審議会等への女性委員の登用を求める依頼文の送付	-	-	審議会委員への任用において女性の登用を積極的に行うこと、平成32年度末における審議会委員に占める女性の割合の目標値を40パーセントとすることなどを規定した「審議会委員等の任用基準に関する規程(平成9年倉敷市訓令第2号)」に基づき、総務部総務課長と人権政策部男女共同参画課長との連名で、各種審議会等への女性委員の登用を求める依頼文を各所属長あてに送付する。	-	継続	48
49	基本目標 I	重点目標4	P53	⑫ 行政における女性の参画促進	各種審議会等の女性委員の登用の促進	パートナーシップ向上セミナー修了生のうち希望者を審議会等の委員候補者として登録するなど、方針決定過程へ参画できる人材を育成する。	男女共同参画課	各種審議会への推薦	-	-	男女共同参画セミナー受講生に、人材バンクへの登録を呼びかけ、地域で啓発を行ってもらうとともに、各種審議会担当課からの依頼により委員として推薦する。	-	継続	49
50	基本目標 I	重点目標4	P53	⑫ 行政における女性の参画促進	男女平等な市職員の管理職への登用	性別にかかわらず、真に能力ある人材を管理職に登用する。	人事課	人事給与	11,362 (No.20の内数)	7,071	性別にかかわらず、能力ある人材を管理職に登用する。 市職員の女性管理職比率【目標:課長級以上10.9%、課長補佐級以上17.5%、係長級以上25.7%】	7,071	拡大	50
51	基本目標 I	重点目標4	P53	⑫ 行政における女性の参画促進	女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の策定及び公表	女性職員の活躍に関する状況把握・課題分析を踏まえ、女性の活躍を推進するための取組を規定した行動計画を策定し、これを公表する。また、毎年、その取組状況を公表する。	人事課	女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の策定及び公表	-	-	女性職員の活躍に関する状況把握・課題分析を踏まえ、女性の活躍を推進するための取組を規定した行動計画(R2「R7年度)を策定した。女性活躍推進法に基づき、女性の職業選択に資する情報を公表し、また、計画に基づく取組の実施状況の公表を行った。	-	継続	51
52	基本目標 I	重点目標4	P54	⑬ 地域活動における女性の参画促進	地域リーダーの養成	まちづくりサロン(会議)を通じて、地域のリーダーを養成するとともに、性別によらない組織の意思決定の仕組みづくりを啓発する。	市民活動推進課	倉敷市まちづくり人材養成事業	376	929	地域からのニーズに対応した、課題解決型の地域づくり研修会を通じて、地域の課題を地域で話し合う場づくりや、地域課題を地域主体で解決する仕組み作りを行う。	929	継続	52
53	基本目標 I	重点目標4	P54	⑬ 地域活動における女性の参画促進	男女共同参画推進リーダーの養成	パートナーシップ向上セミナーを開催し、男女共同参画について広く学び、学習の成果を地域で広げてもらうとともに、審議会等の委員としての人材を養成する。	男女共同参画課	男女共同参画セミナーの開催	-	-	セミナーで学んだことを地域に広めるために必要なコミュニケーション手法を学べる内容をセミナーに、盛り込む。	-	継続	53
54	基本目標 I	重点目標4	P54	⑭ 事業所における女性の参画促進	事業主に対する女性の参画の拡大についての働きかけ	事業所に対して、女性の方針決定過程への参画の拡大を働きかける。	労働政策課	事業主に対する女性活躍推進のための環境整備	60	60	ハローワーク倉敷中央管内の事業所に対して書面を送付し、正規雇用を含めた求人要請を依頼する。 【目標】 郵送先650社 延発送2回	60 【No.28再掲】	継続	54
56	基本目標 I	重点目標4	P54	⑭ 事業所における女性の参画促進	事業主に対する女性の方針決定過程への参画の拡大についての働きかけ	事業所に対して、女性の方針決定過程への参画の拡大を働きかける。	男女共同参画課	男女共同参画推進事業所の認定	146	35	男女共同参画を積極的に推進している事業所を男女共同参画推進事業所として認定し公表する。	35	継続	56
57	基本目標 II	重点目標5	P59	⑮ 社会制度・慣行の見直しに向けた啓発の充実	社会制度・慣行等の見直しに向けた啓発活動の実施	広報紙や啓発パンフレット、ホームページを通して、社会制度・慣行等を見直すきっかけとなるような広報・啓発に努める。 ・くらしき男女共同参画フォーラムの開催 ・パートナーシップ向上セミナー、作品展の開催 ・情報誌「WITHテリア」、リーフレットの発行 ・出前講座の実施 ・懸垂幕の掲示と啓発パネルの展示	男女共同参画課	社会制度・慣行等の見直しに向けた啓発	2,665	1,456	広報紙や啓発パンフレット、ホームページを通して、社会制度・慣行等を見直すきっかけとなるような広報・啓発として、 ・パートナーシップ向上セミナー、作品展の開催 ・情報誌「WITHテリア」、リーフレットの発行 ・情報誌「WITHテリア」、リーフレットの発行 ・出前講座の実施 ・懸垂幕の掲示と啓発パネルの展示を行う。	1,456	継続	57

第三次くらしきハーモニープラン 実施計画書

No.	基本目標	重点目標	計画ページ	施策の方向	施策	施策の内容	所管	事業名	令和2年度計画		令和2年度実績		今後の方向性	No.
									事業内容	予算額(千円)	事業内容	決算額(千円)		
58	基本目標Ⅱ	重点目標5	P59	⑮ 社会制度・慣行の見直しに向けた啓発の充実	社会制度・慣行等の見直しに向けた啓発活動の実施	広報紙や啓発パンフレット、ホームページを通して、社会制度・慣行等を見直すきっかけとなるような広報・啓発に努める。 ・くらしき男女共同参画フォーラムの開催 ・パートナーシップ向上セミナー、作品展の開催 ・情報誌「WITHテリア」、リーフレットの発行 ・出前講座の実施 ・懸垂幕の掲示と啓発パネルの展示	男女共同参画推進センター	各種講座の実施		2,651	男女共同参画推進センターにおいて、男女共同参画講座などを開催した。	2,688	継続	58
59	基本目標Ⅱ	重点目標5	P59	⑮ 社会制度・慣行の見直しに向けた啓発の充実	社会制度・慣行等の見直しに向けた啓発活動の実施	広報紙や啓発パンフレット、ホームページを通して、社会制度・慣行等を見直すきっかけとなるような広報・啓発に努める。 ・くらしき男女共同参画フォーラムの開催 ・パートナーシップ向上セミナー、作品展の開催 ・情報誌「WITHテリア」、リーフレットの発行 ・出前講座の実施 ・懸垂幕の掲示と啓発パネルの展示	男女共同参画課 男女共同参画推進センター	男女共同参画推進センター登録団体への事業委託		500	男女共同参画推進センター登録団体に、男女共同参画、ジェンダー、慣習しきたり、ワーク・ライフ・バランスなどのテーマで啓発事業を委託した。 10回339人	497	継続	59
60	基本目標Ⅱ	重点目標5	P60	⑯ 男女共同参画意識を育む教育の推進と環境整備	保育・教育の場における男女平等と共同参画の意識づくり	保育・教育関係者対象の男女平等教育と共同参画に関する研修会等の充実を図り、あらゆる保育・教育活動を通して、男女平等と共同参画の意識を育てる。 ・男女平等教育を進める研修プログラムの作成 ・保育・教育関係者対象の研修会・講演会の開催	保育・幼稚園課	公開保育の実施		-	「人権を大切にすることを育てる保育」の視点に立ち、公開保育を2園(大内保育園、茶屋町保育園)で実施した。	-	継続	60
61	基本目標Ⅱ	重点目標5	P60	⑯ 男女共同参画意識を育む教育の推進と環境整備	保育・教育の場における男女平等と共同参画の意識づくり	保育・教育関係者対象の男女平等教育と共同参画に関する研修会等の充実を図り、あらゆる保育・教育活動を通して、男女平等と共同参画の意識を育てる。 ・男女平等教育を進める研修プログラムの作成 ・保育・教育関係者対象の研修会・講演会の開催	保育・幼稚園課	講演会の開催		-	園長・保育士・保育教諭対象に講演会を開催(1回)すると共に、各保育園において保護者を対象に人権に関する講演会やビデオ視聴を通して人権学習を実施する。	-	継続	61
62	基本目標Ⅱ	重点目標5	P60	⑯ 男女共同参画意識を育む教育の推進と環境整備	保育・教育の場における男女平等と共同参画の意識づくり	保育・教育関係者対象の男女平等教育と共同参画に関する研修会等の充実を図り、あらゆる保育・教育活動を通して、男女平等と共同参画の意識を育てる。 ・男女平等教育を進める研修プログラムの作成 ・保育・教育関係者対象の研修会・講演会の開催	人権教育推進室	学校園人権教育研修事業		-	学校管理職や人権教育担当者の研修会を通して、男女混合名簿の意義、体制づくりの在り方について周知した。 ・校園長会 1回 138人 ・管理職研修会 1回 113人 ・担当者研修会 2回 266人	-	継続	62
63	基本目標Ⅱ	重点目標5	P60	⑯ 男女共同参画意識を育む教育の推進と環境整備	保育・教育の場における男女平等と共同参画の意識づくり	保育・教育関係者対象の男女平等教育と共同参画に関する研修会等の充実を図り、あらゆる保育・教育活動を通して、男女平等と共同参画の意識を育てる。 ・男女平等教育を進める研修プログラムの作成 ・保育・教育関係者対象の研修会・講演会の開催	指導課	人権教育の推進		-	人権教育の学習や道徳、保健、学級活動の時間において、自他を尊重する気もちの育成や健全な異性観について指導した。	-	継続	63

第三次くらしきハーモニープラン 実施計画書

No.	基本目標	重点目標	計画ページ	施策の方向	施策	施策の内容	所管	事業名	令和2年度計画		令和2年度実績		今後の方向性	No.
									事業内容	予算額(千円)	事業内容	決算額(千円)		
64	基本目標Ⅱ	重点目標5	P60	⑩ 男女共同参画意識を育む教育の推進と環境整備	保育・教育の場における男女平等と共同参画の意識づくり	固定的性別役割分担の点検や男女混合名簿の導入等により、真に男女平等な環境づくりと子どもの心身の発達段階に応じた保育・学習内容と指導の充実を図る。また、個人の能力に応じて進路選択ができるよう、男女共同参画の視点に立った生徒指導・進路指導に努める。 ・男女平等教育に関する指導資料の整備 ・男女混合名簿の導入 ・男女共同参画の視点での進路に関する学習の充実	保育・幼稚園課	男女平等教育の推進	保育を通じて、男女平等意識を育てる環境づくりや、園内での性別の固定的役割や区別の見直しを継続して行っていく。	—	保育を通じて、男女平等意識を育てる環境づくりや、園内での性別の固定的役割や区別の見直しを継続して行なった。	—	継続	64
65	基本目標Ⅱ	重点目標5	P60	⑩ 男女共同参画意識を育む教育の推進と環境整備	保育・教育の場における男女平等と共同参画の意識づくり	固定的性別役割分担の点検や男女混合名簿の導入等により、真に男女平等な環境づくりと子どもの心身の発達段階に応じた保育・学習内容と指導の充実を図る。また、個人の能力に応じて進路選択ができるよう、男女共同参画の視点に立った生徒指導・進路指導に努める。	保育・幼稚園課	男女混合名簿の導入	各種名簿の見直しを継続して実施する。	—	各種名簿の見直しを継続して実施した。	—	継続	65
66	基本目標Ⅱ	重点目標5	P60	⑩ 男女共同参画意識を育む教育の推進と環境整備	保育・教育の場における男女平等と共同参画の意識づくり	固定的性別役割分担の点検や男女混合名簿の導入等により、真に男女平等な環境づくりと子どもの心身の発達段階に応じた保育・学習内容と指導の充実を図る。また、個人の能力に応じて進路選択ができるよう、男女共同参画の視点に立った生徒指導・進路指導に努める。	人権教育推進室	学校園人権教育研修事業【No.62再掲】	学校管理職や人権教育担当者の研修会を通して、男女混合名簿の意義、体制づくり、中学校第2学年向け啓発冊子『ONE STEP UP』の活用等について周知する。	—	学校管理職や人権教育担当者の研修会を通して、男女混合名簿の意義、体制づくり、中学校第2学年向け啓発冊子『ONE STEP UP』の活用等について周知した。 ・管理職研修会 1回 113人 ・担当者研修会 1回 133人	—	継続	66
67	基本目標Ⅱ	重点目標5	P60	⑩ 男女共同参画意識を育む教育の推進と環境整備	保育・教育の場における男女平等と共同参画の意識づくり	固定的性別役割分担の点検や男女混合名簿の導入等により、真に男女平等な環境づくりと子どもの心身の発達段階に応じた保育・学習内容と指導の充実を図る。また、個人の能力に応じて進路選択ができるよう、男女共同参画の視点に立った生徒指導・進路指導に努める。	指導課	人権教育の推進 男女混合名簿の導入	固定的性別役割分担の点検や男女混合名簿の導入等により、真に男女平等な環境づくりと子どもの心身の発達段階に応じた保育・学習内容と指導の充実を図る。また、個人の能力に応じて進路選択ができるよう、男女共同参画の視点に立った生徒指導・進路指導に努める。	—	学校と連携しながら、男女の区別や固定的な役割がないかどうかを指導したり、学校の実態に応じた研修会等を通して、男女混合名簿の導入を働きかけた。	—	継続	67
68	基本目標Ⅱ	重点目標5	P60	⑩ 男女共同参画意識を育む教育の推進と環境整備	性・命にかかわる保育・教育の充実	年齢や発達段階に応じた適切な性教育を実施するとともに、命の尊さについての保育・教育の充実を図る。 ・発達段階に応じた適切な性教育の実施 ・発達段階に応じた命の尊さについての保育・教育の実施	保育・幼稚園課	命の大切さについての保育	保育の中で、異年齢児との関わりや地域の小・中学校や高齢者とのふれあいを通して、思いやりや感謝の気持ちを育てたり、動植物の飼育や栽培を通して、生命の大切さを教えていく。	—	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、地域の小・中学校や高齢者とのふれあいはできなかった。保育の中で異年齢児とのかわりや、近隣の方とのやり取りを通して、思いやりや感謝の気持ちを育てたり、動植物の飼育や栽培を通して、生命の大切さを知らせた。	—	継続	68
69	基本目標Ⅱ	重点目標5	P60	⑩ 男女共同参画意識を育む教育の推進と環境整備	性・命にかかわる保育・教育の充実	年齢や発達段階に応じた適切な性教育を実施するとともに、命の尊さについての保育・教育の充実を図る。 ・発達段階に応じた適切な性教育の実施 ・発達段階に応じた命の尊さについての保育・教育の実施	人権教育推進室	学校園人権教育研修事業【No.62再掲】	学校管理職や人権教育担当者の研修会を通して、児童生徒の発達段階に応じた命の尊さについての保育・教育の実施について周知する。	—	学校管理職や人権教育担当者の研修会を通して、児童生徒の発達段階に応じた命の尊さについての保育・教育の実施について周知した。 ・管理職研修会 1回 113人 ・担当者研修会 2回 266人	—	継続	69
70	基本目標Ⅱ	重点目標5	P60	⑩ 男女共同参画意識を育む教育の推進と環境整備	性・命にかかわる保育・教育の充実	年齢や発達段階に応じた適切な性教育を実施するとともに、命の尊さについての保育・教育の充実を図る。 ・発達段階に応じた適切な性教育の実施 ・発達段階に応じた命の尊さについての保育・教育の実施	指導課	性・命にかかわる授業の推進	年齢や発達段階に応じた適切な性教育を実施するとともに、命の尊さについての保育・教育の充実を図る。	—	道徳や保健の授業において、性に関する正しい知識を身に付けさせるとともに、性や命の大切さについて指導した。また、総合的な学習の時間に、福祉や健康のテーマを学習活動に位置付けるなど、命や高齢者、福祉に関する学習を行った。	—	継続	70
71	基本目標Ⅱ	重点目標5	P60	⑩ 男女共同参画意識を育む教育の推進と環境整備	男女平等に関する資料の作成と活用	中学2年生を対象に啓発誌「ONE STEP UP」を、学級活動、人権学習、総合的な学習の時間等で活用するため、市内全中学校へ配布する。	男女共同参画課	啓発誌「ONE STEP UP」の配付	中学2年生を対象の啓発誌「ONE STEP UP」を市内全中学校へ配付し、人権学習、総合学習等で活用してもらうよう依頼する。	360	中学2年生を対象の啓発誌「ONE STEP UP」(4,600冊)を市内全中学校へ配付し、人権学習、総合学習等で活用してもらうよう依頼した。	322	継続	71
72	基本目標Ⅱ	重点目標5	P60	⑩ 男女共同参画意識を育む教育の推進と環境整備	相談体制の拡充	男性の男女共同参画に関する相談を行う。	男女共同参画課 男女共同参画推進センター	男性からの相談対応	県実施の「男性のための悩み相談」を必要な方にPRする。	—	県実施の「男性のための悩み相談」を必要な方にPRした。	—	継続	72

第三次くらしきハーモニープラン 実施計画書

No.	基本目標	重点目標	計画ページ	施策の方向	施策	施策の内容	所管	事業名	令和2年度計画		令和2年度実績		今後の方向性	No.
									事業内容	予算額(千円)	事業内容	決算額(千円)		
73	基本目標Ⅱ	重点目標5	P60	⑩ 男女共同参画意識を育む教育の推進と環境整備	人権教育の推進	保育・教育の場や社会教育の場などさまざまな学習の場で、男女平等観が形成される人権教育の推進を図る。	保育・幼稚園課	公開保育の実施【No.60再掲】	「人権を大切にすることを育てる保育」の視点に立ち、公開保育を2園(大内保育園、茶屋町保育園)で実施する。	—	「人権を大切にすることを育てる保育」の視点に立ち、公開保育を2園(大内保育園、茶屋町保育園)で実施した。	—	継続	73
74	基本目標Ⅱ	重点目標5	P60	⑩ 男女共同参画意識を育む教育の推進と環境整備	人権教育の推進	保育・教育の場や社会教育の場などさまざまな学習の場で、男女平等観が形成される人権教育の推進を図る。	保育・幼稚園課	講演会の開催【No.61再掲】	園長・保育士・保育教諭対象に講演会を開催(1回)すると共に、各保育園において保護者を対象に人権に関する講演会やビデオ視聴を通して人権学習を実施する。	—	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、園長・保育士・保育教諭対象の講演会は開催しなかった。各園での保護者を対象とした人権に関する講演会やビデオ視聴による人権学習も実施できなかった。2園が資料配布により人権に関する啓発を行った。対象者253人。	—	継続	74
75	基本目標Ⅱ	重点目標5	P60	⑩ 男女共同参画意識を育む教育の推進と環境整備	人権教育の推進	保育・教育の場や社会教育の場などさまざまな学習の場で、男女平等観が形成される人権教育の推進を図る。	保育・幼稚園課	男女平等教育の推進【No.64再掲】	保育を通じて、男女平等意識を育てる環境づくりや、園内での性別の固定的役割や区別の見直しを継続して行なっていく。	—	保育を通じて、男女平等意識を育てる環境づくりや、園内での性別の固定的役割や区別の見直しを継続して行なった。	—	継続	75
76	基本目標Ⅱ	重点目標5	P60	⑩ 男女共同参画意識を育む教育の推進と環境整備	人権教育の推進	保育・教育の場や社会教育の場などさまざまな学習の場で、男女平等観が形成される人権教育の推進を図る。	保育・幼稚園課	男女混合名簿の導入【No.65再掲】	各種名簿の見直しを継続して実施する。	—	各種名簿の見直しを継続して実施した。	—	継続	76
77	基本目標Ⅱ	重点目標5	P60	⑩ 男女共同参画意識を育む教育の推進と環境整備	人権教育の推進	保育・教育の場や社会教育の場などさまざまな学習の場で、男女平等観が形成される人権教育の推進を図る。	保育・幼稚園課	人権教育の推進	園長・保育士・保育教諭対象に講演会を開催(1回)すると共に、各保育園において保護者を対象に人権に関する講演会やビデオ視聴を通して人権学習を実施する。	—	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、園長・保育士・保育教諭対象の講演会は開催しなかった。各園での保護者を対象とした人権に関する講演会やビデオ視聴による人権学習も実施できなかった。2園が資料配布により人権に関する啓発を行った。対象者253人。	—	継続	77
78	基本目標Ⅱ	重点目標5	P60	⑩ 男女共同参画意識を育む教育の推進と環境整備	人権教育の推進	保育・教育の場や社会教育の場などさまざまな学習の場で、男女平等観が形成される人権教育の推進を図る。	人権教育推進室	学校園人権教育研修事業【No.62再掲】	学校管理職や人権教育担当者の研修会を通して、男女混合名簿の意義、体制づくりの在り方について周知する。	—	学校管理職や人権教育担当者の研修会を通して、男女混合名簿の意義、体制づくりの在り方について周知した。 ・管理職研修会 1回 113人 ・担当者研修会 1回 133人	—	継続	78
79	基本目標Ⅱ	重点目標5	P60	⑩ 男女共同参画意識を育む教育の推進と環境整備	人権教育の推進	保育・教育の場や社会教育の場などさまざまな学習の場で、男女平等観が形成される人権教育の推進を図る。	指導課	人権教育の推進【No.63再掲】	保育・教育の場や社会教育の場などさまざまな学習の場で、男女平等観が形成される人権教育の推進を図る。	—	人権教育の学習や道徳、保健、学級活動の時間において、自他を尊重する気もちの育成や健全な異性観について指導した。	—	継続	79
80	基本目標Ⅱ	重点目標5	P60	⑩ 男女共同参画意識を育む教育の推進と環境整備	人権教育の推進	保育・教育の場や社会教育の場などさまざまな学習の場で、男女平等観が形成される人権教育の推進を図る。	指導課	人権教育の推進 男女混合名簿の導入【No.67再掲】	保育・教育の場や社会教育の場などさまざまな学習の場で、男女平等観が形成される人権教育の推進を図る。	—	学校と連携しながら、男女の区別や固定的な役割がないかどうかを指導したり、学校の実態に応じた研修会等を通して、男女混合名簿の導入を働きかけた。	—	継続	80
81	基本目標Ⅱ	重点目標5	P60	⑩ 男女共同参画意識を育む教育の推進と環境整備	人権教育の推進	保育・教育の場や社会教育の場などさまざまな学習の場で、男女平等観が形成される人権教育の推進を図る。	指導課	人権教育の推進	保育・教育の場や社会教育の場などさまざまな学習の場で、男女平等観が形成される人権教育の推進を図る。	—	学校教育における人権教育推進の中で、男女平等の視点がもてるよう指導を充実させた。	—	継続	81
82	基本目標Ⅱ	重点目標5	P60	⑩ 男女共同参画意識を育む教育の推進と環境整備	人権教育の推進	保育・教育の場や社会教育の場などさまざまな学習の場で、男女平等観が形成される人権教育の推進を図る。	男女共同参画課	DV防止に関する啓発パンフレットの作成・配布	男女共同参画セミナーや出前講座で、DV防止のパンフレットを配付して啓発に努める。	—	パートナーシップ向上セミナーや出前講座で、DV防止のパンフレットを配付して啓発に努めた。	—	継続	82
83	基本目標Ⅱ	重点目標5	P60	⑩ 男女共同参画意識を育む教育の推進と環境整備	人権教育の推進	保育・教育の場や社会教育の場などさまざまな学習の場で、男女平等観が形成される人権教育の推進を図る。	男女共同参画課	DV防止講座などの開催	「パートナーシップ向上セミナー」にDVをテーマとした講座を組み込んで実施する。	—	「パートナーシップ向上セミナー」にDVをテーマとした講座を組み込んで実施。1回実施 4人参加	—	継続	83
84	基本目標Ⅱ	重点目標5	P60	⑩ 男女共同参画意識を育む教育の推進と環境整備	人権教育の推進	保育・教育の場や社会教育の場などさまざまな学習の場で、男女平等観が形成される人権教育の推進を図る。	男女共同参画課	DV防止の出前講座の開催	市内の学校や事業所からの依頼に基づき、出前講座を開催する。	—	市内の学校からの依頼に基づき、出前講座を開催した。1回実施 10人	—	継続	84
85	基本目標Ⅱ	重点目標5	P60	⑩ 男女共同参画意識を育む教育の推進と環境整備	人権教育の推進	保育・教育の場や社会教育の場などさまざまな学習の場で、男女平等観が形成される人権教育の推進を図る。	男女共同参画課	DV防止の啓発ビデオ等の収集・提供	国・民間が作成した啓発ビデオを収集し、出前講座等で活用する。	—	国・民間が作成した啓発ビデオを収集し、出前講座等で活用した。	—	継続	85
86	基本目標Ⅱ	重点目標5	P61	⑪ 多様な生涯学習の機会の提供	男性や若者も参加しやすい講座・セミナー等の開催	開催日時の工夫等、男性や若者も参加しやすい学習の場を提供し、男女共同参画の意義についての理解を促進する。	男女共同参画課	男性や若者が参加しやすい行事の検討	男性や若者が参加できるように、行事の名称・テーマ、開催日時、内容などを見直す。	—	パートナーシップ向上セミナーについて「子育て」をメインテーマに据え、子育て世代の参加を促した。	—	継続	86
87	基本目標Ⅱ	重点目標5	P61	⑪ 多様な生涯学習の機会の提供	公民館における講座の充実	地域にもっとも身近な生涯学習施設である公民館において、男女平等と共同参画の意識啓発につながる事業を関連部署と連携しながら、展開することにより、啓発活動に努める。	市民学習センター	各種講座・講演会の実施	地域にもっとも身近な生涯学習施設である公民館において、男女平等と共同参画の意識啓発につながる事業を関連部署と連携しながら、展開することにより、啓発活動に努める。	—	くらしき民講座などにより、地域にもっとも身近な生涯学習施設である市民学習センター・公民館において、男女平等と共同参画の意識啓発につながる講座や講演会を関連部署と連携しながら実施した。	—	継続	87

第三次くらしきハーモニープラン 実施計画書

No.	基本目標	重点目標	計画ページ	施策の方向	施策	施策の内容	所管	事業名	令和2年度計画		令和2年度実績		今後の方向性	No.
									事業内容	予算額(千円)	事業内容	決算額(千円)		
88	基本目標Ⅱ	重点目標5	P61	⑮ 男女共同参画に関する調査・研究の推進と情報収集・提供	男女共同参画に関する情報の収集・提供	図書館などにおいて、男女共同参画に関する書籍の収集・貸出を行ったり、男女共同参画に関する特集を行ったりすることで、市民の個々の意識啓発や各種啓発活動を支援する。	中央図書館	資料収集・提供	男女共同参画に関する書籍の収集・貸出や、男女共同参画に関する特集展示を行い、市民の個々の意識啓発や各種啓発活動を支援する。	—	男女共同参画やジェンダーに関する図書を全館で292冊受入し、市民に提供した。また市内全図書館で男女共同参画関係資料の特集展示を行い、全館合わせて382冊を展示、啓発に努めた。	—	継続	88
89	基本目標Ⅱ	重点目標5	P61	⑮ 男女共同参画に関する調査・研究の推進と情報収集・提供	男女共同参画に関する情報の収集・提供	図書館などにおいて、男女共同参画に関する書籍の収集・貸出を行ったり、男女共同参画に関する特集を行ったりすることで、市民の個々の意識啓発や各種啓発活動を支援する。	市民学習センター	図書室での書籍の収集・貸出	図書室で、男女共同参画に関する書籍の収集・貸出を行ったり、男女共同参画に関する特集を行ったりすることで、市民の個々の意識啓発や各種啓発活動を支援する。	—	図書室で、男女共同参画・LGBT等に関する書籍の収集・貸出を行ったり、男女共同参画に関する特集展示を行い、約50冊を展示。市民の個々の意識啓発に努めた。	—	継続	89
90	基本目標Ⅱ	重点目標5	P61	⑮ 男女共同参画に関する調査・研究の推進と情報収集・提供	男女共同参画に関する情報の収集・提供	市民及び事業所を対象に、男女共同参画に関するアンケートを実施し、結果をホームページや冊子により公表し啓発を図るとともに、ダイジェスト版を出前講座などで啓発資料として活用する。	男女共同参画課	市民及び事業所を対象に行った男女共同参画に関するアンケート結果の公表と活用	市民及び事業所を対象に、男女共同参画に関するアンケートを実施し、結果をホームページや冊子により公表し啓発を図る。	—	平成31年度実施の市民及び事業所を対象とした男女共同参画に関するアンケート結果のダイジェスト版を、広く配布するとともにホームページで公開した。また、講座等で啓発資料として活用した。	—	継続	90
91	基本目標Ⅱ	重点目標5	P61	⑮ 男女共同参画に関する調査・研究の推進と情報収集・提供	男女共同参画に関する情報の収集・提供	国・県・他都市等の男女共同参画に関する資料等を収集し、ホームページ等を通じて情報提供を行う。	男女共同参画課	資料収集・提供	男女共同参画に関する国・県・他都市等の資料等の収集に努め、広報紙やホームページなど各種媒体を通じて情報提供を行う。	—	男女共同参画に関する国・県・他都市等の資料等の収集に努め、広報紙やホームページなど各種媒体を通じて情報提供を行った。	—	継続	91
92	基本目標Ⅱ	重点目標5	P61	⑮ 男女共同参画に関する調査・研究の推進と情報収集・提供	男女共同参画に関する情報の収集・提供	国・県・他都市等の男女共同参画に関する資料等を収集し、ホームページ等を通じて情報提供を行う。	男女共同参画推進センター	書籍の収集・貸出	国・県・他都市等の情報誌や書籍の収集・貸出を行う。	10	国・県・他都市等の情報誌や書籍の収集・貸出を行った。	10	継続	92
93	基本目標Ⅱ	重点目標5	P61	⑮ 男女共同参画に関する調査・研究の推進と情報収集・提供	男女共同参画に関する情報の収集・提供	人権や男女平等・共同参画に関するビデオの収集・貸出を行う。	人権推進室	人権啓発ビデオの購入・貸出及び啓発冊子を作成、配布	男女平等・共同参画のほか、人権に関する啓発ビデオを購入し、学校園、企業、町内会等の団体への貸出しを行う。	673	男女平等・共同参画のほか、人権に関する啓発ビデオを購入し、学校園、企業、町内会等の団体への貸出しを行った。利用者延べ18,280人	551	継続	93
94	基本目標Ⅱ	重点目標6	P65	⑲ メディア等における男女の人権に配慮した表現の促進	表現の配慮の推進	市の刊行物やウェブサイトにおいて、人権や男女平等・男女共同参画に配慮した表現を推進する。	くらしき情報発信課	広報紙など市の刊行物等における人権、男女平等・共同参画に配慮した表現の推進	広報紙等の原稿を、手引書に基づき、人権、男女平等・共同参画に配慮した表現がされているかチェックするなど、注意を払って掲載する。	—	広報紙等の原稿を、手引書に基づき、人権、男女平等・共同参画に配慮した表現がされているかチェックするなど、注意を払って掲載した。	—	継続	94
95	基本目標Ⅱ	重点目標6	P65	⑲ メディア等における男女の人権に配慮した表現の促進	表現の配慮の推進	市の刊行物やウェブサイトにおいて、人権や男女平等・男女共同参画に配慮した表現を推進する。	男女共同参画課	表現の配慮	市の刊行物やウェブサイト等において、人権や男女平等・共同参画に配慮した表現を推進する。	—	市の刊行物やウェブサイト等において、人権や男女平等・共同参画に配慮した表現を推進した。	—	継続	95
96	基本目標Ⅱ	重点目標6	P65	⑳ 性の商品化を許さない意識の浸透	性に起因する人権侵害や犯罪の防止の啓発	性に起因する人権侵害や犯罪を防止するため、広報・啓発に努め、市民意識の醸成を図る。	男女共同参画課	啓発パンフレットなどの作成・配布	表現の手引きを講座の受講生や推進団体等に配布し啓発に努める。	—	表現の手引きを講座の受講生や推進団体等に配布し啓発に努めた。	—	継続	96
97	基本目標Ⅱ	重点目標6	P65	⑳ 性の商品化を許さない意識の浸透	性に起因する人権侵害や犯罪の防止の啓発	性に起因する人権侵害や犯罪を防止するため、広報・啓発に努め、市民意識の醸成を図る。	男女共同参画課	性の商品化について考える講座の開催	パートナーシップ向上セミナーや出前講座に盛り込む。	—	パートナーシップ向上セミナーにおいて問題を取り上げ、啓発に努めた。1回 13人	—	継続	97
98	基本目標Ⅱ	重点目標6	P65	㉑ 性的指向と性別違和に関する理解の促進	性的指向と性別違和に関する理解の促進	性的指向と性別違和に対する偏見や差別の解消をめざし、性的指向等に関する正しい知識と理解を深め、問題解決に向けた啓発活動に取り組む。	人権推進室	人権啓発ビデオの購入・貸出及び啓発冊子を作成、配布	性的指向と性別違和に関する啓発DVDを購入し、学校園、企業、町内会等の団体へDVDの貸出しを行う。また、人権政策部内での研修を実施し、正しい知識と理解を深める。	69	性的指向と性別違和に関する啓発DVDを購入し、学校園、企業、町内会等の団体へDVDの貸出しを行った。利用者延べ108人 また、人権政策部内で研修を実施し、正しい知識と理解を深めた。参加者31人	97	継続	98
99	基本目標Ⅱ	重点目標6	P65	㉑ 性的指向と性別違和に関する理解の促進	性的指向と性別違和に関する理解の促進	性的指向と性別違和に対する偏見や差別の解消をめざし、性的指向等に関する正しい知識と理解を深め、問題解決に向けた啓発活動に取り組む。	男女共同参画課 男女共同参画推進センター	各種講座の実施	パートナーシップ向上講座などにおいて、LGBTに関する研修などを実施する。	—	令和2年度はコロナ禍による講座の中止、予定の変更により性的マイノリティに関する研修、講座等を開く機会がなかった。	—	継続	99
100	基本目標Ⅱ	重点目標6	P65	㉒ 性的指向と性別違和に関する理解の促進	児童生徒の性的指向や性別違和に対するきめ細かな対応	学校生活において、自分の性別に違和を感じる児童生徒に対し、個別の事案に応じ、心情等に配慮した対応を行う。また、性的指向や性別違和により悩みを抱える児童生徒に対する相談体制等を充実させる。いかなる理由でも、学級等でのいじめや差別を許さない人権教育を積極的に推進する。	人権教育推進室	学校園人権教育研修事業	学校管理職や人権教育担当者の研修会を通して、性的指向や性別違和に対するきめ細かな対応、互いの違いを認め合える幼児児童生徒の育成につながる人権教育の在り方について周知する。	—	学校管理職や人権教育担当者の研修会を通して、性的指向や性別違和に対するきめ細かな対応、互いの違いを認め合える幼児児童生徒の育成につながる人権教育の在り方について周知した。 ・校園長会 1回 138人 ・管理職研修会 1回 113人 ・担当者研修会 2回 266人	—	継続	100
101	基本目標Ⅱ	重点目標6	P65	㉒ 性的指向と性別違和に関する理解の促進	児童生徒の性的指向や性別違和に対するきめ細かな対応	学校生活において、自分の性別に違和を感じる児童生徒に対し、個別の事案に応じ、心情等に配慮した対応を行う。また、性的指向や性別違和により悩みを抱える児童生徒に対する相談体制等を充実させる。いかなる理由でも、学級等でのいじめや差別を許さない人権教育を積極的に推進する。	指導課	人権教育の推進	学校生活において、自分の性別に違和を感じる児童生徒に対し、個別の事案に応じ、心情等に配慮した対応を行う。また、性的指向や性別違和により悩みを抱える児童生徒に対する相談体制等を充実させる。いかなる理由でも、学級等でのいじめや差別を許さない人権教育を積極的に推進する。	—	学校教育の中で、人権教育を積極的に推進し、いかなる理由でも、学級等でのいじめや差別を許さない態度の育成を図った。	—	継続	101

第三次くらしきハーモニープラン 実施計画書

No.	基本目標	重点目標	計画ページ	施策の方向	施策	施策の内容	所管	事業名	令和2年度計画		令和2年度実績		今後の方向性	No.
									事業内容	予算額(千円)	事業内容	決算額(千円)		
102	基本目標Ⅱ	重点目標6	P65	② 性的指向と性別違和に関する理解の促進	児童生徒の性的指向や性別違和に対するきめ細かな対応	学校生活において、自分の性別に違和を感じる児童生徒に対し、個別の事案に応じ、心情等に配慮した対応を行う。また、性的指向や性別違和により悩みを抱える児童生徒に対する相談体制等を充実させる。いかなる理由でも、学級等でいじめや差別を許さない人権教育を積極的に推進する。	保健体育課	人権教育の推進	学校教育の中で保健体育授業や学級活動、ホームルーム活動等において性に関する指導を実施し、性的指向や性別違和に対する個々の相談にきめ細かな対応できるよう周知する。	-	学校教育の中で保健体育授業や学級活動、ホームルーム活動等において性に関する指導を実施し、性的指向や性別違和に対する個々の相談にきめ細かな対応できるよう周知した。	-	継続	102
103	基本目標Ⅲ	重点目標7	P68	② 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援	健康相談の充実	心や体の悩みなどについて、窓口や電話などの健康相談を充実する。	健康づくり課	健康相談	窓口・電話による健康相談を実施する。	-	窓口・電話による健康相談を実施した。	-	継続	103
104	基本目標Ⅲ	重点目標7	P68	② 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援	母子保健施策の充実	母子の健康な生活を支援するため、妊娠から出産子育てまでの一貫した健康診査、保健指導、相談などのサービスを充実する。	健康づくり課	妊産婦乳児健康診査事業	・おやこ健康手帳の交付 ・妊婦一般健康診査 ・乳児一般健康診査 ・産婦健康診査	553,564	・おやこ健康手帳の交付 ・妊婦一般健康診査 ・乳児一般健康診査 ・産婦健康診査	497,893	継続	104
105	基本目標Ⅲ	重点目標7	P68	② 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援	さまざまな悩みについての相談体制の充実	健康や生活の安定と自立のために、必要に応じて適切な相談ができるよう各種相談の相談時間・体制の充実を図る。また、専門相談員を配置するなど質の向上や相談しやすい環境をつくる。	男女共同参画推進センター	相談事業	さまざまな悩みを持った人からの相談を受けるとともに、必要な助言、情報提供を行う。	-	さまざまな悩みを持った人からの相談を受けるとともに、必要な助言、情報提供を行った。相談件数 1846件	-	継続	105
106	基本目標Ⅲ	重点目標7	P69	② 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援	心の健康づくり支援	自殺やうつ病予防など心と体の健康づくりのための知識の普及や啓発、相談体制の充実を図る。 ・心の健康づくりに関する普及・啓発の実施 ・心の健康相談の充実 ・職域と連携した支援	保健課	心の健康づくり講座	精神障がい正しい理解促進のため、講演や当事者との交流をくらしき心ほっとサポーター等関係機関と協働企画で実施する。	237	精神障がい正しい理解促進のため、講演や当事者との交流をくらしき心ほっとサポーター等関係機関と協働企画で実施した。 2回 64人	69	継続	106
107	基本目標Ⅲ	重点目標7	P69	② 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援	心の健康づくり支援	自殺やうつ病予防など心と体の健康づくりのための知識の普及や啓発、相談体制の充実を図る。 ・心の健康づくりに関する普及・啓発の実施 ・心の健康相談の充実 ・職域と連携した支援	保健課	自殺予防対策事業(職域との連携を含む)	自殺対策について広く啓発するとともに、職域と連携してゲートキーパー養成を行う。 R2年度は自殺対策基本計画(第2期)計画策定のため審議会の開催を行う。	7,124	自殺対策について広く啓発するとともに、職域と連携してゲートキーパー養成を行った。 ゲートキーパー研修実施 23回 999人 (生きるを支えるフォーラム参加者33人を含む) 自殺対策基本計画(第2期)審議会 3回 68人	5,742	継続	107
108	基本目標Ⅲ	重点目標7	P69	② 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援	心の健康づくり支援	自殺やうつ病予防など心と体の健康づくりのための知識の普及や啓発、相談体制の充実を図る。 ・心の健康づくりに関する普及・啓発の実施 ・心の健康相談の充実 ・職域と連携した支援	保健課	心の健康相談	心の健康について専門医による相談を実施する。	355	心の健康について専門医による相談を実施した。 9回 12人	215	継続	108
109	基本目標Ⅲ	重点目標7	P69	② 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援	疾病予防と健康づくりの充実	性差を踏まえた心身の健康に関する正しい知識の普及・啓発を行い生活習慣病の予防対策を推進する。 ・健診の受診機会の少ない女性への健診機会の提供 ・働く女性に配慮した健診の実施	健康づくり課	女性の健康づくり推進事業	・女性の一般健康診査の実施	11,761	・女性の一般健康診査の実施	11,401	継続	109
110	基本目標Ⅲ	重点目標7	P69	② 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援	疾病予防と健康づくりの充実	性差を踏まえた心身の健康に関する正しい知識の普及・啓発を行い生活習慣病の予防対策を推進する。 ・検診の受診機会の少ない女性への検診機会の提供 ・働く女性に配慮した検診の実施	健康づくり課	健康増進事業	・乳がん検診の実施 ・子宮頸がん検診の実施	296,416	・乳がん検診の実施 ・子宮頸がん検診の実施	268,370	継続	110
111	基本目標Ⅲ	重点目標7	P69	③ 女性の性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)についての意識づくり	安全な妊娠出産の確保	妊娠・出産期の健康管理の充実とともに、経済的負担の軽減を図る。また、妊娠を望む女性への不妊治療に関する相談・経済的支援の充実を図る。	健康づくり課	妊産婦乳児健康診査事業【No.104再掲】	・おやこ健康手帳の交付 ・妊婦一般健康診査 ・乳児一般健康診査 ・産婦健康診査	553,564	・おやこ健康手帳の交付 ・妊婦一般健康診査 ・乳児一般健康診査 ・産婦健康診査	497,893	継続	111
112	基本目標Ⅲ	重点目標7	P69	③ 女性の性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)についての意識づくり	安全な妊娠出産の確保	妊娠・出産期の健康管理の充実とともに、経済的負担の軽減を図る。また、妊娠を望む女性への不妊治療に関する相談・経済的支援の充実を図る。	健康づくり課	特定不妊治療助成事業	不妊症のため、子どもを持ってない夫婦の体外受精又は、顕微授精及びそのために実施した精巣内精子採取法などの男性不妊治療に対し、治療費の一部を助成する。	107,309	不妊症のため、子どもを持ってない夫婦の体外受精又は、顕微授精及びそのために実施した精巣内精子採取法などの男性不妊治療に対し、治療費の一部を助成した。令和3年1月から助成上限額を引き上げるなど、制度を拡充した。	126,085	継続	112

第三次くらしきハーモニープラン 実施計画書

No.	基本目標	重点目標	計画ページ	施策の方向	施策	施策の内容	所管	事業名	令和2年度計画		令和2年度実績		今後の方向性	No.
									事業内容	予算額(千円)	事業内容	決算額(千円)		
新規	基本目標Ⅲ	重点目標7	P69	㉔ 女性の性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)についての意識づくり	安全な妊娠出産の確保	妊娠・出産期の健康管理の充実とともに、経済的負担の軽減を図る。また、妊娠を望む女性への不妊治療に関する相談・経済的支援の充実を図る。	健康づくり課	産後ケア事業	出産後の母体の回復や育児不安が高く、保健指導を必要とする母子に対し、宿泊もしくは日帰りにより母体の保護や保健指導を実施する。	6,380	出産後の母体の回復や育児不安が高く、保健指導を必要とする母子に対し、宿泊または日帰りにより母体の保護や保健指導を実施した。	8,016	拡大	新規
113	基本目標Ⅲ	重点目標7	P69	㉔ 女性の性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)についての意識づくり	安全な妊娠出産の確保	地域のつながりの希薄化による妊婦・母親の孤立感・負担感解消のため、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を行う。	健康づくり課	子育て世代包括支援センター運営事業【No.13再掲】	市保健所及び、児島、玉島、水島、真備の各保健推進室内に「妊婦・子育て相談ステーションすくすく」を設置し、保健師、助産師等の資格を持つすくすく相談員等により、子育て支援サービスプランの提案、専用電話による相談、妊娠後期の情報提供や支援等を行う。	25,856	市保健所及び、児島、玉島、水島、真備の各保健推進室内に「妊婦・子育て相談ステーションすくすく」を設置し、保健師、助産師等の資格を持つすくすく相談員等により、子育て支援サービスプランの提案、専用電話による相談、妊娠後期の情報提供や支援等を行った。	26,472	継続	113
114	基本目標Ⅲ	重点目標7	P69	㉔ 女性の性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)についての意識づくり	性感染症の予防のための正しい知識の普及	エイズや性感染症の予防に関する啓発活動、相談・検査を通じて健康支援をする。・エイズや性感染症に関する普及啓発、相談、検査の実施	保健課	エイズ予防普及啓発活動	①エイズ出前講座等健康教育(外部講師を派遣し、エイズ・性感染症予防についての講演)を行う。 ②世界エイズデーイベント等普及啓発(啓発グッズの配布、展示)を行う。	632	①エイズ出前講座等健康教育を行った。4回 433人 ②世界エイズデーイベント等普及啓発(啓発グッズの配布、展示)を行った。3回 2,000人	359	継続	114
115	基本目標Ⅲ	重点目標7	P69	㉔ 女性の性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)についての意識づくり	性感染症の予防のための正しい知識の普及	エイズや性感染症の予防に関する啓発活動、相談・検査を通じて健康支援をする。・エイズや性感染症に関する普及啓発、相談、検査の実施	保健課	エイズ相談	エイズホットライン、電話、窓口で相談を実施する。	2,955	エイズホットライン、電話、窓口で相談を実施した。299人	3,226	継続	115
116	基本目標Ⅲ	重点目標7	P69	㉔ 女性の性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)についての意識づくり	性感染症の予防のための正しい知識の普及	エイズや性感染症の予防に関する啓発活動、相談・検査を通じて健康支援をする。・エイズや性感染症に関する普及啓発、相談、検査の実施	保健課	エイズ検査	感染不安がある検査希望者に対し匿名・無料で検査を実施(通常検査・迅速検査)する。	1,080	感染不安がある検査希望者に対し匿名・無料で検査を実施した。通常検査 14回(HIV検査52人・梅毒検査51人)夜間迅速検査 1回(16人)休日迅速検査 1回(23人)	277	継続	116
117	基本目標Ⅲ	重点目標7	P69	㉔ 女性の性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)についての意識づくり	出前講座の開催	「いつまでも輝いて 女性の健康を応援します」をテーマに出前講座を開催し、健康づくりを支援する。	健康づくり課	健康教育・出前講座	更年期・骨粗しょう症等女性特有の健康課題についての啓発を実施。	342	更年期・骨粗しょう症等女性特有の健康課題についての啓発を実施。	68	継続	117
118	基本目標Ⅲ	重点目標7	P69	㉔ 女性の性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)についての意識づくり	心と体の健康講座の実施	女性の心と体の健康をテーマとする講座を実施し、健康づくりについての啓発に努める。	男女共同参画推進センター	心と体の健康講座の実施	女性の心と体の健康をテーマとする講座を実施し、健康づくりについての啓発に努める。	-	女性の心と体の健康をテーマとする講座を実施し、健康づくりについての啓発に努めた。2回34人	-	継続	118
119	基本目標Ⅲ	重点目標7	P69	㉔ 女性の性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)についての意識づくり	女性の検診の受診勧奨	女性のがん(乳がん、子宮がん)の早期発見、早期治療の必要性を啓発	健康づくり課	健康教育・出前講座	乳がん・子宮がん検診の必要性について必要性を啓発	342	11月に市内関係機関窓口において、DV防止のパンフレットやチラシを設置して啓発に努めた。本庁でパネル展を開催した。	-	継続	119
120	基本目標Ⅲ	重点目標8	P72	㉔ 複合的な困難を抱える人への支援	生活相談への積極的対応	生活困難に関するさまざまな相談に対して、相談者と行政の各部署、民間団体等が連携し、解決・支援を図る。・生活困窮者自立相談支援	福祉援護課	生活困窮者自立支援事業	倉敷市生活自立相談支援センターを相談窓口として、就労、住居確保、家計支援等、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援を実施する。	57,416	倉敷市生活自立相談支援センターを相談窓口として、就労、住居確保、家計支援等、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援を実施した。新規相談件数6,132件	57,908	継続	120
121	基本目標Ⅲ	重点目標8	P72	㉔ 複合的な困難を抱える人への支援	民生委員・児童委員活動の充実	担当地区の民生委員・児童委員が生活相談や助言、福祉サービスの情報提供や援助を行う。	福祉援護課	民生委員・児童委員活動	心配ごとや子育て等の相談、福祉事業・福祉サービスの紹介、犯罪等の被害防止活動、見守り活動外を行う。	74,663	心配ごとや子育て等の相談、福祉事業・福祉サービスの紹介、犯罪等の被害防止活動、見守り活動外を行った。	78,945	継続	121
122	基本目標Ⅲ	重点目標8	P73	㉔ 高齢者や障がい者等の自立支援	高齢者への生活支援	高齢者が住み慣れた地域の中で自立した生活を営んでいくために、高齢者への生活支援を行う。	健康長寿課(地域包括ケア推進室)	給食サービス事業	援護を必要とする在宅のひとり暮らし高齢者等に対し、栄養のバランスを配慮した食事を自宅まで配食し、安否確認を実施することにより、食生活の安定及び改善並びに健康の増進を図る。	147,567	援護を必要とする在宅のひとり暮らし高齢者等に対し、栄養のバランスを配慮した食事を自宅まで配食し、安否確認を実施した。令和2年度実績利用者 2,170人	142,648	継続	122
123	基本目標Ⅲ	重点目標8	P73	㉔ 高齢者や障がい者等の自立支援	高齢者への生活支援	住宅に困窮する高齢者や障がい者世帯に対し、市営住宅入居の支援を行う。また、高齢者が安心して自立した生活を営むことができるよう、高齢者向けの優良な賃貸住宅の供給を促進する。	住宅課	高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業	市営住宅の定期募集における優遇抽選を行う。また、高齢者向け優良賃貸住宅に対して家賃の減額補助を行う。	7,381	市営住宅の定期募集における優遇抽選を行った。また、高齢者向け優良賃貸住宅に対して家賃の減額補助を行った。	6,108	継続	123

第三次くらしきハーモニープラン 実施計画書

No.	基本目標	重点目標	計画ページ	施策の方向	施策	施策の内容	所管	事業名	令和2年度計画		令和2年度実績		今後の方向性	No.
									事業内容	予算額(千円)	事業内容	決算額(千円)		
124	基本目標Ⅲ	重点目標8	P73	㊟ 高齢者や障がい者等の自立支援	高齢者の孤立防止と活動支援	高齢者の閉じこもりを防ぎ、外出の機会を確保するとともに、高齢者が活動的な生活を営めるように気軽に集える機会の拡充を図る。	健康長寿課	老人福祉センター、憩の家の活用	地域の高齢者等に対して教養の向上、レクリエーション等の活動をするための場を提供し、高齢者の心身の健康の保持及び生きがいの増進を図る。	211,773	地域の高齢者等に対して教養の向上、レクリエーション等の活動をするための場を提供した。	216,152	継続	124
125	基本目標Ⅲ	重点目標8	P73	㊟ 高齢者や障がい者等の自立支援	高齢者の孤立防止と活動支援	高齢者の閉じこもりを防ぎ、外出の機会を確保するとともに、高齢者が活動的な生活を営めるように気軽に集える機会の拡充を図る。	健康長寿課(地域包括ケア推進室)	ふれあいサロン事業	家に閉じこもりがちになる高齢者の社会参加や仲間づくりのため、地域の公民館等で行われる談話会や体力づくりなどのサロン活動を支援する。また、3世代交流や毎週体操等に取り組むサロンに加盟を行う。	12,240	家に閉じこもりがちになる高齢者の社会参加や仲間づくりのため、地域の公民館等で行われる談話会や体力づくりなどのサロン活動を支援した。また、3世代交流や毎週体操等に取り組むサロンに対し加盟を実施した。令和2年度実績 サロン数 290箇所	9,113	継続	125
126	基本目標Ⅲ	重点目標8	P73	㊟ 高齢者や障がい者等の自立支援	高齢者の孤立防止と活動支援	高齢者の閉じこもりを防ぎ、外出の機会を確保するとともに、高齢者が活動的な生活を営めるように気軽に集える機会の拡充を図る。	健康長寿課	老人クラブ活動助成事業	高齢者の社会参加や仲間づくり、知識や経験を生かして社会活動に取り組まれている老人クラブに対し、補助金を交付する。	15,208	高齢者の社会参加や仲間づくり、知識や経験を生かして社会活動に取り組まれている老人クラブに対し、補助金を交付した。令和2年度実績 クラブ数 358クラブ	15,054	継続	126
127	基本目標Ⅲ	重点目標8	P73	㊟ 高齢者や障がい者等の自立支援	高齢者の日常生活の支援	高齢者が居宅において安心して暮らすことができるよう、日常生活用具の給付等のきめ細かなサービスを提供する。	健康長寿課	緊急通報装置設置等在宅福祉事業	65歳以上のひとり暮らし高齢者等に対し、緊急通報装置による緊急時の連絡体制を整備することにより、不安感の解消と急病・災害等の緊急時における迅速な対応を図る。	10,029	65歳以上のひとり暮らし高齢者等に対し、緊急通報装置による緊急時の連絡体制を整備した。	5,844	継続	127
128	基本目標Ⅲ	重点目標8	P73	㊟ 高齢者や障がい者等の自立支援	高齢者の日常生活の支援	高齢者が居宅において安心して暮らすことができるよう、日常生活用具の給付等のきめ細かなサービスを提供する。	健康長寿課	高齢者日常生活用具給付事業	ねたきり状態で日常生活を営んでいる高齢者等に対し、日常生活用具を給付等することにより、在宅での日常生活を支援し、その福祉の増進を図る。	1,502	ねたきり状態で日常生活を営んでいる高齢者等に対し、日常生活用具を給付等を行った。	443	継続	128
129	基本目標Ⅲ	重点目標8	P73	㊟ 高齢者や障がい者等の自立支援	認知症高齢者を支える地域づくり	認知症サポーターの養成に努め、理解を深めてもらうことにより、地域の見守り支援体制の強化を図る。	健康長寿課(地域包括ケア推進室)	認知症サポーター養成講座の開催	地域住民、企業・職域団体、学校、行政等様々な方へ、認知症サポーター養成講座を実施する。より地域の見守り体制の強化を図るため、認知症サポーターの養成講座の講師の育成も行う。	1,665	認知症を正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族を温かく見守る応援者として、自分のできる範囲で活動できる認知症サポーターを養成。令和2年度実績 1,209人 男性421人 女性788人 認知症サポーター養成講座の修了者数(累計) 35,630人	560	継続	129
130	基本目標Ⅲ	重点目標8	P73	㊟ 高齢者や障がい者等の自立支援	障がい者の日常生活の支援	障がい者が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、ヘルパーの派遣、手話通訳の派遣、補装具の給付、相談支援等のサービスを提供する。	障がい福祉課	コミュニケーション支援事業	手話通訳者の配置、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者ガイドヘルパーの派遣及び養成を行うことで、聴覚、音声、言語機能、視覚等の障がい者を有する者が他者とのコミュニケーションを図る支援を推進する。	19,453	手話通訳者の窓口配置、手話奉仕員・要約筆記者の派遣等を行うことで、聴覚・音声・言語機能・視覚等の障がい者を有する者が他者とのコミュニケーションを図る支援を推進した。	15,168	継続	130
131	基本目標Ⅲ	重点目標8	P73	㊟ 高齢者や障がい者等の自立支援	障がい者の日常生活の支援	障がい者が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、ヘルパーの派遣、手話通訳の派遣、補装具の給付、相談支援等のサービスを提供する。	障がい福祉課	障がい者支援センター(Ⅰ型)事業	障がい者等からの相談に応じて、必要な情報提供や権利擁護のための援助を行うことで、日常・社会生活での自立を支援する。	164,931	在宅の障がい者及びその家族の方々に、日常生活の支援、相談、情報提供、福祉サービス利用援助、地域交流活動などを行い、自立支援や社会復帰及び社会参加促進を図った。	164,931	継続	131
132	基本目標Ⅲ	重点目標8	P73	㊟ 高齢者や障がい者等の自立支援	障がい者の日常生活の支援	障がい者が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、ヘルパーの派遣、手話通訳の派遣、補装具の給付、相談支援等のサービスを提供する。	障がい福祉課	居宅介護事業	身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児が日常生活を営むことができるようホームヘルパーを派遣する。	874,298	身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児が日常生活を営むことができるようホームヘルパーを派遣した。	859,253	継続	132
133	基本目標Ⅲ	重点目標8	P73	㊟ 高齢者や障がい者等の自立支援	障がい者の日常生活の支援	障がい者が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、ヘルパーの派遣、手話通訳の派遣、補装具の給付、相談支援等のサービスを提供する。	障がい福祉課	補装具費給付事業	身体障がい者の失われた部位、欠陥のある部分を補って必要な身体機能を獲得し、あるいは補うために用いられる用具(補装具)の交付及び修理を行う。	88,172	車いす、義手、義足、補聴器などの購入及び修理に要する経費を負担した。	74,031	継続	133
134	基本目標Ⅲ	重点目標8	P73	㊟ 高齢者や障がい者等の自立支援	権利擁護等の充実	高齢者や障がい者の権利擁護に関する支援を行う。(成年後見制度の利用等)	福祉援護課	成年後見制度市長申立	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等判断能力が十分でない人で、成年後見制度の申立をする親族等がない場合において、特に福祉を図るため必要と認める時、市長が審判の請求を行い、必要に応じて審判の請求の円滑な実施に資するよう後見人等の受任候補者の推薦等を行う。	991	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等判断能力が十分でない人で、成年後見制度の申立をする親族等がない場合において、特に福祉を図るため必要と認める時、市長が申立を行った。高齢者申立件数 58件 障がい者申立件数 22件	541	継続	134

第三次くらしきハーモニープラン 実施計画書

No.	基本目標	重点目標	計画ページ	施策の方向	施策	施策の内容	所管	事業名	令和2年度計画		令和2年度実績		今後の方向性	No.
									事業内容	予算額(千円)	事業内容	決算額(千円)		
135	基本目標Ⅲ	重点目標8	P74	㉔ ひとり親家庭等の自立支援	児童扶養手当の支給	ひとり親家庭で18歳到達後最初の3月31日までの児童(心身に障がいのある場合は20歳未満)を監護している親又は養育者に手当を支給する。	子育て支援課	児童扶養手当給付事業	父又は母と生計を同じくしていない児童を養育する者に対して児童扶養手当を支給する。 手当額は、児童1人の場合は月額43,160円～10,180円。 第2子は月額10,190円～5,100円、第3子以降は1人月額6,110円～3,060円を加算する。(所得に応じて変動し、一定額以上の収入がある場合は支給しない)。	2,073,435	父又は母と生計を同じくしていない児童を養育する者に対して児童扶養手当を支給した。 手当額は、児童1人の場合は月額42,910円～10,120円。 第2子は月額10,140円～5,070円、第3子以降は1人月額6,080円～3,040円を加算する。(所得に応じて変動し、一定額以上の収入がある場合は支給しない)。	1,986,384	継続	135
136	基本目標Ⅲ	重点目標8	P74	㉔ ひとり親家庭等の自立支援	母子家庭等高等職業訓練促進給付金制度 自立支援教育訓練給付金制度	母子家庭の母又は父子家庭の父が、就労に有利な特定の資格を取得するため養成機関で修業する場合や就労を目的とした教育訓練講座を受講する場合に、給付金を支給する。	子育て支援課	母子家庭等自立支援給付金事業	母子家庭の母または父子家庭の父が、経済的自立に効果の高い資格取得のため、1年以上養成機関で修業する場合に、高等職業訓練促進給付金を支給する。また、就労を目的とした教育訓練の受講に係る経費の一部を負担する。	53,413	母子家庭の母または父子家庭の父が、経済的自立に効果の高い資格取得のため、1年以上養成機関で修業する場合に、高等職業訓練促進給付金を支給した。また、就労を目的とした教育訓練の受講に係る経費の一部を負担した。	42,465	継続	136
137	基本目標Ⅲ	重点目標8	P74	㉔ ひとり親家庭等の自立支援	母子・父子自立支援員の設置	ひとり親家庭の相談や母子父子寡婦福祉資金の貸付相談などを受ける。	子育て支援課	母子・父子自立支援事業	各社会福祉事務所に母子父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の相談や母子父子寡婦福祉資金の貸付相談等を行う。 母子家庭、父子家庭及び寡婦を対象に、経済的自立をの助成図り、児童の福祉を増進するために、必要な各種資金の貸付を行う。	16,176	各社会福祉事務所に母子父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の相談や母子父子寡婦福祉資金の貸付相談等を行った。 母子家庭、父子家庭及び寡婦を対象に、経済的自立をの助成図り、児童の福祉を増進するために、必要な各種資金の貸付を行った。	16,750	継続	137
138	基本目標Ⅲ	重点目標8	P74	㉔ ひとり親家庭等の自立支援	生活の支援	住居に困っている母子家庭が安心して生活できるように母子生活支援施設へ入居させ、自立促進のための生活支援を実施する。	子ども相談センター 子育て支援課	母子生活支援施設運営事業	母子家庭の母とその養育すべき児童を入所させ、母の自立支援と児童の保護を図る。	35,120	母子家庭の母とその養育すべき児童の入所により、母の自立支援と児童の保護を図った。	35,503	継続	138
139	基本目標Ⅲ	重点目標8	P74	㉔ ひとり親家庭等の自立支援	生活の支援	住宅に困窮するひとり親家庭に対し、市営住宅入居の支援を行う。	住宅課	ひとり親家庭支援事業	市営住宅の定期募集における優遇抽選を行う。	—	市営住宅の定期募集における優遇抽選を行った。	—	継続	139
140	基本目標Ⅲ	重点目標8	P74	㉔ ひとり親家庭等の自立支援	就学の支援	経済的な理由により、就学が困難な高校生、大学生等に対し、奨学金制度を実施する。	学事課	奨学金給付貸付事業	例年どおり実施予定	57,060	経済的事情により修学困難な者に対して奨学金の給付・貸付を行った。	33,760	継続	140
141	基本目標Ⅲ	重点目標8	P74	㉔ ひとり親家庭等の自立支援	就学の支援	経済的な理由により、小・中学校に通う子どもの就学援助を希望する保護者に対し、学用品や給食などの経費の一部援助を行う。	学事課	就学援助事業	例年どおり実施予定	学事分: 244,310 保体分: 280,832	経済的により就学困難な児童生徒に対し、義務教育を円滑に受けることができるよう必要な援助を行った。平成30年度から、新入学学用品費の入学前支給を実施。	学事分: 151,799 保体分: 225,679	継続	141
142	基本目標Ⅲ	重点目標8	P74	㉔ ひとり親家庭等の自立支援	学習の支援	中学生を対象に高校進学に向けた学習支援、進路相談、生活相談を行う。	福祉援護課	学習教室「くらすば」運営事業	生活に困窮する世帯の中学生に対し、基礎学力向上のための学習支援とともに、社会性や他者との関係を育む支援を実施する。	17,345	生活に困窮する世帯の中学生に対し、基礎学力向上のための学習支援とともに、社会性や他者との関係を育む支援を実施した。 事業利用者数 102人	16,908	継続	142
143	基本目標Ⅲ	重点目標8	P74	㉔ ひとり親家庭等の自立支援	スクールソーシャルワーカーを活用した相談体制の充実	困難を抱える家庭が安心して生活できるよう、スクールソーシャルワーカーの派遣を県に依頼し、学校生活上のことや家庭のこと等の保護者や児童生徒の相談に応じる。	指導課	スクールソーシャルワーカーを活用した行動連携推進事業	困難を抱える家庭が安心して生活できるよう、スクールソーシャルワーカーの派遣を県に依頼し、学校生活上のことや家庭のこと等の保護者や児童生徒の相談に応じる。	—	様々な課題を抱える家庭が安心して生活できるよう、スクールソーシャルワーカーを派遣し、課題解決に向けて保護者や児童生徒の相談に応じた。	—	継続	143
144	基本目標Ⅳ	重点目標9	P78	㉔ DVを防止する啓発の推進	発生防止及び抑制に向けた取組の推進	男女平等観が形成される人権教育を推進する。	保育・幼稚園課	人権教育の推進【No.61再掲】	園長・保育士・保育教諭対象に講演会を開催(1回)すると共に、各保育園において保護者を対象に人権に関する講演会やビデオ視聴を通して人権学習を実施する。	—	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、園長・保育士・保育教諭対象の講演会は開催しなかった。各園での保護者を対象とした人権に関する講演会やビデオ視聴による人権学習も実施できなかった。2園が資料配布により人権に関する啓発を行った。対象者253人。	—	継続	144
145	基本目標Ⅳ	重点目標9	P78	㉔ DVを防止する啓発の推進	発生防止及び抑制に向けた取組の推進	男女平等観が形成される人権教育を推進する。	人権教育推進室	学校園人権教育研修事業【No.62再掲】	学校管理職や人権教育担当者の研修会を通して、男女平等教育の推進の在り方について周知する。	—	学校管理職や人権教育担当者の研修会を通して、男女平等教育の推進の在り方について周知した。 ・管理職研修会 1回 113人 ・担当者研修会 1回 133人	—	継続	145
146	基本目標Ⅳ	重点目標9	P78	㉔ DVを防止する啓発の推進	発生防止及び抑制に向けた取組の推進	男女平等観が形成される人権教育を推進する。	指導課	人権教育の推進【No.81再掲】	男女平等観が形成される人権教育を推進する。	—	学校教育における人権教育推進の中で、男女平等の視点がもてるよう指導を充実させた。	—	継続	146
147	基本目標Ⅳ	重点目標9	P78	㉔ DVを防止する啓発の推進	発生防止及び抑制に向けた取組の推進	パンフレットやリーフレット等による周知と人権啓発広報紙、報道機関等による人権尊重の意識啓発を行う。イベントや講座等による啓発を行う。	男女共同参画課	DV防止に関する啓発パンフレットの作成・配布	男女共同参画フォーラムや出前講座で、DV防止のパンフレットを配付して啓発に努めた。本庁でパネル展を開催する。	—	11月に市内関係機関窓口において、DV防止のパンフレットやチラシを設置して啓発に努めた。本庁でパネル展を開催した。	—	継続	147

第三次くらしきハーモニープラン 実施計画書

No.	基本目標	重点目標	計画ページ	施策の方向	施策	施策の内容	所管	事業名	令和2年度計画		令和2年度実績		今後の方向性	No.
									事業内容	予算額(千円)	事業内容	決算額(千円)		
148	基本目標IV	重点目標9	P78	㉞ DVを防止する啓発の推進	発生防止及び抑制に向けた取組の推進	パンフレットやリーフレット等による周知と人権啓発広報紙、報道機関等による人権尊重の意識啓発を行う。イベントや講座等による啓発を行う。	男女共同参画課	DV防止講座などの開催	「パートナーシップ向上セミナー」にDVをテーマとした講座を組み込んで実施する。	—	「パートナーシップ向上セミナー」にDVをテーマとした講座を組み込んで実施。1回実施 4人参加	— [No.83再掲]	継続	148
149	基本目標IV	重点目標9	P78	㉞ DVを防止する啓発の推進	発生防止及び抑制に向けた取組の推進	パンフレットやリーフレット等による周知と人権啓発広報紙、報道機関等による人権尊重の意識啓発を行う。イベントや講座等による啓発を行う。	男女共同参画課	DV防止の出前講座の開催	市内の学校や事業所からの依頼に基づき、出前講座を開催する。	—	市内の学校からの依頼に基づき、出前講座を開催した。1回実施 10人	— [No.84再掲]	継続	149
150	基本目標IV	重点目標9	P78	㉞ DVを防止する啓発の推進	発生防止及び抑制に向けた取組の推進	パンフレットやリーフレット等による周知と人権啓発広報紙、報道機関等による人権尊重の意識啓発を行う。イベントや講座等による啓発を行う。	男女共同参画課	DV防止の啓発ビデオ等の収集・提供	国・民間が作成した啓発ビデオを収集し、出前講座等で活用する。	—	国・民間が作成した啓発ビデオを収集し、出前講座等で活用した。	— [No.85再掲]	継続	150
151	基本目標IV	重点目標9	P78	㉞ DVを防止する啓発の推進	若者及びその保護者に対する教育・啓発の推進	男女ともに、自分の性を大切に、また、相手を尊重するように、学校においても、発達段階に応じてデートDVについて学習する時間を設けるなど、自分のこととして考える機会となるよう啓発に努める。また、デートDV被害者が最初に相談する相手として、親しい友人や保護者を選んでいる傾向もあり、若者やその保護者にパンフレット等の配布を行うなど、普及啓発を推進し、デートDVの防止に努める。	人権教育推進室	学校園人権教育研修事業 【No.62再掲】	学校管理職や人権教育担当者の研修会を通して、児童生徒の発達段階に応じたデートDV防止の指導の在り方について周知した。 ・管理職研修会 1回 113人 ・担当者研修会 1回 133人	—	学校管理職や人権教育担当者の研修会を通して、児童生徒の発達段階に応じたデートDV防止の指導の在り方について周知した。 ・管理職研修会 1回 113人 ・担当者研修会 1回 133人	—	継続	151
152	基本目標IV	重点目標9	P78	㉞ DVを防止する啓発の推進	若者及びその保護者に対する教育・啓発の推進	男女ともに、自分の性を大切に、また、相手を尊重するように、学校においても、発達段階に応じてデートDVについて学習する時間を設けるなど、自分のこととして考える機会となるよう啓発に努める。また、デートDV被害者が最初に相談する相手として、親しい友人や保護者を選んでいる傾向もあり、若者やその保護者にパンフレット等の配布を行うなど、普及啓発を推進し、デートDVの防止に努める。	人権教育推進室	PTA人権教育推進事業	PTA人権教育研修を通して、デートDV防止について子ども自身に考えさせるとともに、保護者としての役割について理解や認識を深める。	—	PTA人権教育研修を通して、デートDV防止について子ども自身に考えさせるとともに、保護者としての役割について理解や認識を深めた。 ・PTA人権教育講演会 2回131人	—	継続	152
153	基本目標IV	重点目標9	P78	㉞ DVを防止する啓発の推進	若者及びその保護者に対する教育・啓発の推進	男女ともに、自分の性を大切に、また、相手を尊重するように、学校においても、発達段階に応じてデートDVについて学習する時間を設けるなど、自分のこととして考える機会となるよう啓発に努める。また、デートDV被害者が最初に相談する相手として、親しい友人や保護者を選んでいる傾向もあり、若者やその保護者にパンフレット等の配布を行うなど、普及啓発を推進し、デートDVの防止に努める。	指導課	性教育等	男女ともに、自分の性を大切に、また、相手を尊重するように、学校においても、発達段階に応じてデートDVについて学習する時間を設けるなど、自分のこととして考える機会となるよう啓発に努める。また、デートDV被害者が最初に相談する相手として、親しい友人や保護者を選んでいる傾向もあり、若者やその保護者にパンフレット等の配布を行うなど、普及啓発を推進し、デートDVの防止に努める。	—	特に中学生に対して、学校の教育活動の中で性教育等の推進・充実を図り、予防的観点からの教育の推進を図った。	—	継続	153
154	基本目標IV	重点目標9	P78	㉞ DVを防止する啓発の推進	若者及びその保護者に対する教育・啓発の推進	男女ともに、自分の性を大切に、また、相手を尊重するように、学校においても、発達段階に応じてデートDVについて学習する時間を設けるなど、自分のこととして考える機会となるよう啓発に努める。また、デートDV被害者が最初に相談する相手として、親しい友人や保護者を選んでいる傾向もあり、若者やその保護者にパンフレット等の配布を行うなど、普及啓発を推進し、デートDVの防止に努める。	青少年育成センター	青少年の補導及び相談活動	補導員の街頭での対象青少年への声かけ助言等日常補導活動での対応。 相談員は、主に青少年・保護者の心のケアに努め、悩みの原因について気持ちの整理を促す。 相談カードを児童・生徒に配布し、啓発活動を行う。	44,438	補導員の街頭での対象青少年への声かけ助言等日常補導活動での対応。 相談員は、主に青少年・保護者の心のケアに努め、悩みの原因について気持ちの整理を促した。 相談カードを児童・生徒に配布し、啓発活動を行った。	43,326	継続	154

第三次くらしきハーモニープラン 実施計画書

No.	基本目標	重点目標	計画ページ	施策の方向	施策	施策の内容	所管	事業名	令和2年度計画		令和2年度実績		今後の方向性	No.
									事業内容	予算額(千円)	事業内容	決算額(千円)		
155	基本目標Ⅳ	重点目標9	P78	㉗ DVを防止する啓発の推進	若者及びその保護者に対する教育・啓発の推進	男女ともに、自分の性を大切に、また、相手を尊重するように、学校においても、発達段階に応じてデートDVについて学習する時間を設けるなど、自分のこととして考える機会となるよう啓発に努める。また、デートDV被害者が最初に相談する相手として、親しい友人や保護者を選んでいる傾向もあり、若者やその保護者にパンフレット等の配布を行うなど、普及啓発を推進し、デートDVの防止に努める。	男女共同参画課	若者に対する啓発の推進	出前講座などにおいて、デートDVについて、自分のこととして考える機会となるよう啓発に努める。中学2年生を対象の啓発誌「ONE STEP UP」を市内全中学校へ配付し、その保護者にも啓発を行う。	360	中学2年生を対象の啓発誌「ONE STEP UP」(4,600冊)を市内全中学校へ配付し、人権学習、総合学習等で活用してもらうよう依頼した。	322 【No.71再掲】	継続	155
156	基本目標Ⅳ	重点目標9	P79	㉘ 被害者の早期発見と相談体制の充実	被害者の早期発見	「民生委員・児童委員協議会」に、早期発見や通報などの働きかけを行う。	福祉援護課	民生委員・児童委員活動	心配ごとの相談及び犯罪等の被害防止活動外を行う。	—	心配ごとの相談及び犯罪等の被害防止活動外を行った。	—	継続	156
157	基本目標Ⅳ	重点目標9	P79	㉘ 被害者の早期発見と相談体制の充実	被害者の早期発見	「民生委員・児童委員協議会」に、早期発見や通報などの働きかけを行う。	男女共同参画課	民生委員・児童委員協議会への働きかけ	民生委員・児童委員協議会に、早期発見や通報などを働きかける。	—	民生委員・児童委員協議会に、早期発見や通報などを働きかけた。	—	継続	157
158	基本目標Ⅳ	重点目標9	P79	㉘ 被害者の早期発見と相談体制の充実	被害者相談の実施	DV被害者からの相談を受けるとともに、必要な助言、情報提供を行う。	生活安全課	市民相談	犯罪被害者等支援総合相談、弁護士等専門相談を実施	9,295	犯罪被害者等支援総合相談、弁護士等専門相談を実施した。	9,293	継続	158
159	基本目標Ⅳ	重点目標9	P79	㉘ 被害者の早期発見と相談体制の充実	被害者相談の実施	DV被害者からの相談を受けるとともに、必要な助言、情報提供を行う。	子ども相談センター	家庭児童相談・児童虐待防止事業	DV相談担当職員専門研修会等へ参加し、資質の向上に努めるとともに、被害者に寄り添い、必要な助言、情報提供を行う。	—	被害者からの相談を受けるとともに、必要な助言、情報提供を行った。岡山県女性相談所が主催するDV相談担当職員専門研修会(女性相談員連絡会)へ参加し、職員の資質向上に努めた。1回3人	—	継続	159
160	基本目標Ⅳ	重点目標9	P79	㉘ 被害者の早期発見と相談体制の充実	被害者相談の実施	DV被害者からの相談を受けるとともに、必要な助言、情報提供を行う。	青少年育成センター	青少年相談活動	対面・電話・メール相談には内容により専門関係機関と連携し対応する。	—	対面・電話・メール相談には内容により専門関係機関と連携し対応した。	—	継続	160
161	基本目標Ⅳ	重点目標9	P79	㉘ 被害者の早期発見と相談体制の充実	被害者相談の実施	DV被害者からの相談を受けるとともに、必要な助言、情報提供を行う。	男女共同参画課 男女共同参画推進センター	相談事業	DV被害者からの相談を受けるとともに、必要な助言、情報提供を行う。	11,305	【相談実績】 DV:電話573面接178法律33 デートDV:電話10面接1法律0	10,847	継続	161
162	基本目標Ⅳ	重点目標9	P79	㉘ 被害者の早期発見と相談体制の充実	相談体制の充実	相談員の資質向上等、配偶者暴力相談支援センターとしての機能の充実を図る。	男女共同参画課 男女共同参画推進センター	相談員の資質向上	DV相談担当職員専門研修会、DVサポーター養成講座及び県・岡山市が行うスーパーバイズへ参加する。市費によるスーパーバイズを実施する。	197	DV相談担当職員専門研修会、DVサポーター養成講座及び県が行うスーパーバイズへ参加した。市費によるスーパーバイズ(全6回)を実施した。	180	継続	162
163	基本目標Ⅳ	重点目標9	P79	㉘ 被害者の早期発見と相談体制の充実	相談体制の充実	外国人、障がい者などが相談しやすい相談体制を整備する。	障がい福祉課	障がい者相談員設置事業	外国人、障がい者などが相談しやすい相談体制を整備する。	2,516	窓口専門相談員を配置し、障がい者本人、介護者等からの様々な相談に応じ、必要な助言・指導を行った。	2,186	継続	163
164	基本目標Ⅳ	重点目標9	P79	㉘ 被害者の早期発見と相談体制の充実	相談体制の充実	外国人、障がい者などが相談しやすい相談体制を整備する。	国際課	窓口及び電話で対応	令和2年10月、外国人相談窓口(仮称)を開設予定。	6月補正要求	公募型プロポーザル方式で事業者を選定し令和2年10月1日に開設。年度末までに137人の相談に対応した。相談者の国籍は、中国が34人で最も多く、次いでベトナム33人、日本21人と続いた。	6,065	継続	164
165	基本目標Ⅳ	重点目標9	P79	㉘ 被害者の早期発見と相談体制の充実	相談体制の充実	窓口案内等や外国語・点字による情報提供を行う。	障がい福祉課	障がい者ガイドBOOKの配布	各種保健福祉制度に関する情報提供を行う。	—	各種保健福祉制度に関する情報提供を行った。	—	継続	165
166	基本目標Ⅳ	重点目標9	P79	㉘ 被害者の早期発見と相談体制の充実	相談体制の充実	窓口案内等や外国語・点字による情報提供を行う。	国際課	ホームページ多言語化及び県国際交流協会多言語相談等の情報提供	複数言語によるホームページ等での情報発信や多言語のチラシによる情報提供。令和2年10月開設予定の外国人相談窓口を活用した情報提供の拡充。	—	外国人相談窓口の開設に伴い約100か国語に自動翻訳されるホームページを開設し情報発信に努めるとともに、県国際交流協会実施の多言語生活相談を案内した。	108	継続	166
167	基本目標Ⅳ	重点目標9	P79	㉘ 被害者の早期発見と相談体制の充実	地域の健全育成活動及び情報収集	中学校区ごとに委嘱している少年補導委員による地域の健全育成活動及び情報収集を行う。	青少年育成センター	少年補導委員活動	少年補導委員地区連絡会・研修会を実施し、各地区の青少年の現状を把握するための情報交換を行う。学区内での合同補導等を行うことにより、非行の未然防止に努める。	3,900	少年補導委員地区連絡会・研修会を実施し、各地区の青少年の現状を把握するための情報交換を行った。学区内での合同補導等を行うことにより、非行の未然防止に努めた。	3,358	継続	167
168	基本目標Ⅳ	重点目標9	P79	㉘ 被害者の早期発見と相談体制の充実	防犯・安全対策の強化	岡山県警察不審者情報を元に、青色パトロールカーで周辺を重点的に巡回するとともに、警察など関係機関からの情報収集を行う。	生活安全課	青色回転灯設置パトロール車活動	不審者情報により、児童・生徒の安全確保のため、特に学校周辺の登校・下校時における巡回を行っている。	—	不審者情報により、児童・生徒の安全確保のため、特に学校周辺の登校・下校時における巡回を行った。	—	継続	168

第三次くらしきハーモニープラン 実施計画書

No.	基本目標	重点目標	計画ページ	施策の方向	施策	施策の内容	所管	事業名	令和2年度計画		令和2年度実績		今後の方向性	No.
									事業内容	予算額(千円)	事業内容	決算額(千円)		
169	基本目標IV	重点目標9	P79	㊸ 被害者の早期発見と相談体制の充実	防犯・安全対策の強化	岡山県警察不審者情報を元に、青色パトロールカーで周辺を重点的に巡回するとともに、警察など関係機関からの情報収集を行う。	青少年育成センター	青色回転灯設置パトロール車活動	不審者情報により、児童・生徒の安全確保のため、特に学校周辺の登校・下校時における巡回補導を行っていく。 学校警察連絡協議会・生徒指導連絡会・学校訪問等による活動を実施し、情報交換を行う。	—	不審者情報により、児童・生徒の安全確保のため、特に学校周辺の登校・下校時における巡回補導を行った。 学校警察連絡協議会・生徒指導連絡会・学校訪問等による活動を実施し、情報交換を行った。	—	継続	169
170	基本目標IV	重点目標9	P80	㊹ 被害者の安全確保と自立支援	被害者の安全確保	緊急時の安全な避難場所を提供する。	男女共同参画課	保護施設に避難する際の同行支援	必要に応じて、保護施設に避難する際に同行支援を行う。	—	保護施設に避難する際に同行支援を必要とされる方はいなかった。	—	継続	170
171	基本目標IV	重点目標9	P80	㊹ 被害者の安全確保と自立支援	被害者の安全確保	安全確保のため、県・他市町村と連携する。	子ども相談センター	母子生活支援施設広域入所事業	被害者の安全確保と自立支援を行うため、県外の母子生活支援施設への入所を行う。	36,545	DV加害者から逃れるため、県外の母子生活支援施設に入所し、被害者の安全確保と自立支援を行った。	29,601	継続	171
172	基本目標IV	重点目標9	P80	㊹ 被害者の安全確保と自立支援	被害者の安全確保	安全確保のため、県・他市町村と連携する。	男女共同参画課	民間の避難施設利用	公設保護所の制約から入所できない場合に必要に応じて、民間団体に保護を依頼する。	—	DV被害者に、公設保護所の制約から入所できない場合に必要に応じて、民間団体の避難施設利用について情報提供した。	—	継続	172
173	基本目標IV	重点目標9	P80	㊹ 被害者の安全確保と自立支援	被害者の安全確保	同伴家族である子どもへの支援を行う。	子ども相談センター	母子生活支援施設広域入所事業	県外の母子生活支援施設へ広域入所することにより、心理的、身体的な安全を図る。	—	県外の母子生活支援施設へ広域入所により、心理的、身体的な安全を図った。(No.171再掲)	—	継続	173
174	基本目標IV	重点目標9	P80	㊹ 被害者の安全確保と自立支援	被害者の安全確保	同伴家族である子どもへの支援を行う。	保育・幼稚園課	子どもへの支援	児童虐待の早期発見に努め、発見した時は速やかに、子ども相談センターもしくは児童相談所に相談・通告する。 子どもと信頼関係を結び、安心感・安定感ももてる保育園生活の支援をする。	—	児童虐待の早期発見に努め、発見した時は速やかに、子ども相談センターもしくは児童相談所に相談・通告をした。 子どもと信頼関係を結び、安心感・安定感ももてる保育園生活の支援をした。	—	継続	174
175	基本目標IV	重点目標9	P80	㊹ 被害者の安全確保と自立支援	被害者の安全確保	同伴家族である子どもへの支援を行う。	健康づくり課	個別対応	関係機関と連携しながら必要に応じ個別支援を行う。	—	関係機関と連携しながら必要に応じ個別支援を行った。	—	継続	175
176	基本目標IV	重点目標9	P80	㊹ 被害者の安全確保と自立支援	被害者の安全確保	同伴家族である子どもへの支援を行う。	指導課	関係機関との連携	同伴家族である子どもへの支援を行う。	—	事例検討会等を通して、情報共有を図りながら学校支援を行った。	—	継続	176
177	基本目標IV	重点目標9	P80	㊹ 被害者の安全確保と自立支援	被害者の安全確保	介護等が必要な高齢者を同伴している場合の支援を行う。	福祉援護課	生活支援ショートステイ事業	高齢者が、虐待などにより家庭内で生活することが困難な状況になった場合に、一時的に介護老人ホームに保護する。	12,689	高齢者が、虐待などにより家庭内で生活することが困難な状況になった場合に、一時的に介護老人ホームに保護した。	8,387	継続	177
178	基本目標IV	重点目標9	P80	㊹ 被害者の安全確保と自立支援	被害者の安全確保	介護等が必要な高齢者を同伴している場合の支援を行う。	介護保険課	介護保険サービスについての情報提供と相談体制の整備	相談員:倉敷・児島・水島・玉島・真備の窓口窓口に窓口相談員を配置し、情報提供、相談・苦情等に応じる。窓口相談員 倉敷2名 児島・水島・玉島・真備各1名	21,455	相談員:倉敷・児島・水島・玉島・真備の窓口窓口に窓口相談員を配置し、情報提供、相談・苦情等に応じた。窓口相談員 倉敷2名 児島・水島・玉島・真備各1名	21,577	継続	178
179	基本目標IV	重点目標9	P80	㊹ 被害者の安全確保と自立支援	被害者の自立を支援する環境整備	住宅に困窮する被害者に対し、市営住宅入居の支援を行う。	住宅課	DV被害者支援事業	市営住宅の定期募集における優遇抽選を行う。 また、関係機関と連携し、市営住宅の目的外使用による一時的な仮住居を提供する。	—	市営住宅の定期募集における優遇抽選を行った。 また、関係機関と連携し、市営住宅の目的外使用による一時的な仮住居を提供した。	—	継続	179
180	基本目標IV	重点目標9	P80	㊹ 被害者の安全確保と自立支援	被害者の自立を支援する環境整備	民間賃貸住宅への入居支援を行う。	生活福祉課	生活保護の相談・実施	被害者の状況をよく把握し、必要に応じて生活保護(住宅扶助外)を実施する。	12,362,496	被害者の状況をよく把握し、必要に応じて生活保護(住宅扶助外)を実施した。	12,232,719	継続	180
181	基本目標IV	重点目標9	P80	㊹ 被害者の安全確保と自立支援	被害者の自立を支援する環境整備	就職のための情報提供、技能・資格を身につけるなどの就業支援講座を開催する。	労働政策課	職業情報の提供	DV被害者を含め、求職者に対する情報提供の場として、玉島支所に「ワークプラザたましま」、水島支所に「職業情報提供コーナー」の運営に努める。 【目標】 ワークプラザたましま 延利用者10,000人 職業情報提供コーナー 延利用者3,500人	7,305	DV被害者を含め、求職者に対する情報提供の場として、玉島支所に「ワークプラザたましま」、水島支所に「職業情報提供コーナー」の運営に努めた。 【実績】 ワークプラザたましま 延利用者8,221人 職業情報提供コーナー 延利用者3,158人	6,913	継続	181
183	基本目標IV	重点目標9	P80	㊹ 被害者の安全確保と自立支援	被害者の自立を支援する環境整備	事業所等に雇用への協力を働きかけ、被害者に就業に関する情報提供を行う。	労働政策課	事業主に対する正規雇用等の要請【No.28再掲】	ハローワーク倉敷中央管内の事業所に対して書面を送付し、正規雇用を含めた求人要請を依頼する。 【目標】 郵送先650社 延発送2回	60 【No.28再掲】	ハローワーク倉敷中央管内の事業所に対して書面を送付し、正規雇用を含めた求人要請を依頼した。 【実績】 延郵送先626社 延発送2回	60 【No.28再掲】	継続	183
184	基本目標IV	重点目標9	P80	㊹ 被害者の安全確保と自立支援	被害者の自立を支援する環境整備	事業所等に雇用への協力を働きかけ、被害者に就業に関する情報提供を行う。	男女共同参画推進センター	事業所等への雇用協力依頼及び被害者への情報提供	事業所等に雇用への協力を働きかけ、被害者に就業に関する情報提供を行う。	—	事業所等に雇用への協力を働きかけ、被害者に就業に関する情報提供を行った。	—	継続	184
185	基本目標IV	重点目標9	P80	㊹ 被害者の安全確保と自立支援	被害者の自立を支援する環境整備	各種保健福祉制度に関する情報提供を行う。	福祉援護課	各種福祉制度の情報提供	各種福祉制度の情報提供を行うことにより、高齢者や障がい者への虐待防止や養護者に対する支援を行うとともに、適切な支援機関等と連携して支援する。	—	各種福祉制度の情報提供を行うことにより、被害者の自立を支援した。	—	継続	185

第三次くらしきハーモニープラン 実施計画書

No.	基本目標	重点目標	計画ページ	施策の方向	施策	施策の内容	所管	事業名	令和2年度計画		令和2年度実績		今後の方向性	No.
									事業内容	予算額(千円)	事業内容	決算額(千円)		
186	基本目標IV	重点目標9	P80	㉔ 被害者の安全確保と自立支援	被害者の自立を支援する環境整備	各種保健福祉制度に関する情報提供を行う。	障がい福祉課	障がい者ガイドBOOKの配布	各種保健福祉制度に関する情報提供を行う。	417	障がい者ガイドBOOKを作成し、障がい者手帳新規交付時に窓口で説明するとともに、手渡した。大幅な制度改正毎に内容を更新し、障がい者手帳所持者に郵送した。	426	継続	186
187	基本目標IV	重点目標9	P80	㉔ 被害者の安全確保と自立支援	被害者の自立を支援する環境整備	各種保健福祉制度に関する情報提供を行う。	子ども相談センター	家庭児童相談・児童虐待防止事業	関係機関と連携し、必要な助言、情報提供を行う。	—	被害者からの相談があった場合に、県外の母子生活支援施設など、利用できる支援制度を紹介した。	—	継続	187
188	基本目標IV	重点目標9	P80	㉔ 被害者の安全確保と自立支援	被害者の自立を支援する環境整備	各種保健福祉制度に関する情報提供を行う。	健康長寿課	相談体制の充実	各福祉事務所等が相談窓口となり、必要な支援を行う。	—	各福祉事務所等が相談窓口となり、情報提供等を行った。	—	継続	188
189	基本目標IV	重点目標9	P80	㉔ 被害者の安全確保と自立支援	被害者の自立を支援する環境整備	医療機関との連携による被害者の心の支援を行う。	健康づくり課	個別対応	関係機関と連携しながら必要に応じ個別支援を行う。	—	関係機関と連携しながら必要に応じ個別支援を行った。	—	継続	189
190	基本目標IV	重点目標9	P80	㉔ 被害者の安全確保と自立支援	被害者の自立を支援する環境整備	住民基本台帳事務におけるDV・ストーカー行為・児童虐待等の被害者の保護のための支援を行う。	市民課	住民基本台帳事務における支援措置	DV・ストーカー行為・児童虐待等の被害者及び加害者について、申出に基づきあらかじめ把握することにより、加害者が住民基本台帳の写しの一部の閲覧及び住民票の写し等の交付ならびに戸籍の附票の写しの交付の制度を不当に利用して、被害者の住所を探索することを防止し、もって被害者の保護を図る。	—	①本庁、児島・玉島・水島の各支所で、計417件の支援措置に関する相談・申し出を受け付けた。 ②支援措置情報の取扱ガイドラインを作成し、関係部署にDFSで情報を提供した。 ③全職員を対象に住民基本台帳事務における支援措置に関するEラーニングを1回実施した。	—	継続	190
191	基本目標IV	重点目標9	P80	㉔ 被害者の安全確保と自立支援	被害者の自立を支援する環境整備	同伴児童について、教育・保育関係者へ周知する。	保育・幼稚園課	子ども虐待対応	保育園に「倉敷市子ども虐待対応マニュアル」を配布し、内容について保育関係者へ周知させる。	—	保育園に「倉敷市子ども虐待対応マニュアル」を配布し、内容について保育関係者へ周知した。	—	継続	191
192	基本目標IV	重点目標9	P80	㉔ 被害者の安全確保と自立支援	被害者の自立を支援する環境整備	同伴児童について、教育・保育関係者へ周知する。	指導課	子ども虐待対応	同伴児童について、教育・保育関係者へ周知する。	—	子ども相談センター等の関係諸機関との協働により、子どもの安全が守られるよう努めた。	—	継続	192
193	基本目標IV	重点目標9	P81	㉕ 関係機関との連携強化と民間団体等との協働	関係機関との連携強化と民間団体との協働	・DV対策会議の設置 ・庁内連絡会における連携強化 児童虐待については児童相談所と連携 ・関係機関相互の情報交換 ・ケース検討会議 ・行政と民間支援団体との連携の強化	男女共同参画課 男女共同参画推進センター	DV対策会議の設置	全庁的な取り組みである「生きる支援」の一部として、関係部署と連携する。	—	全庁的な取り組みである「生きる支援」の一部として、関係部署と連携した。	—	継続	193
194	基本目標IV	重点目標9	P81	㉕ 関係機関との連携強化と民間団体等との協働	関係機関との連携強化と民間団体との協働	・DV対策会議の設置 ・庁内連絡会における連携強化 児童虐待については児童相談所と連携 ・関係機関相互の情報交換 ・ケース検討会議 ・行政と民間支援団体との連携の強化	男女共同参画課 男女共同参画推進センター	相談員の資質の向上	DV相談担当職員専門研修会、DVサポーター養成講座及び県・岡山市が行うスーパーバイズへ参加する。	—	DV相談担当職員専門研修会、DVサポーター養成講座及び県・岡山市が行うスーパーバイズへ参加した。	—	継続	194
195	基本目標IV	重点目標9	P81	㉕ 関係機関との連携強化と民間団体等との協働	関係機関との連携強化と民間団体との協働	・DV対策会議の設置 ・庁内連絡会における連携強化 児童虐待については児童相談所と連携 ・関係機関相互の情報交換 ・ケース検討会議 ・行政と民間支援団体との連携の強化	男女共同参画課 男女共同参画推進センター	関係機関相互の情報交換の機会の活用	県・女性の人権相談機関連絡会、女性相談員等連絡会議、DV被害者保護支援関係機関連絡会議へ参加する。	—	県・女性の人権相談機関連絡会、女性相談員等連絡会議、DV被害者保護支援関係機関連絡会議へ参加した。	—	継続	195